

# 審 議 会 等 一 覧

## (1) 法令によるもの

平成27年4月1日現在

所管課	名 称	概 要	委員数
地域福祉課	<b>島根県社会福祉審議会</b> ・民生委員審査、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、老人福祉、児童福祉、地域福祉の各専門分科会 ・審査部会、健全育成部会、児童処遇部会、母子保健部会	○社会福祉法第7条第2項並びに第12条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	50人 (臨時委員28名を含む)
医療政策課	<b>島根県医療審議会</b> ・施設整備、医療法人、感染症の各部会	○医療法第71条の2に基づき設置。医療法に規定された調査審議及び知事の諮問に応じた県の医療提供体制の確保に係る重要事項の調査審議に関する事務	27人 (専門委員1人含む)
	<b>島根県地域医療支援会議</b>	○医療法第30条の12第1項の規定に基づき設置。県内の中山間地、離島等のへき地医療対策、及び地域の医療機能の確保をより総合的・体系的に推進するための施策の企画調整、進行管理、評価に関する事務	29人
	<b>島根県准看護師試験委員</b>	○保健師助産師看護師法第25条に基づく准看護師試験合格者の決定その他准看護師試験に関する事務及び同法第15条に基づく准看護師の処分等に関する事務	15人
健康推進課	<b>島根県国民健康保険審査会</b>	○国民健康保険法第92条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など国民健康保険制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務	9人
	<b>島根県後期高齢者医療審査会</b>	○高齢者の医療の確保に関する法律第129条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など後期高齢者医療制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務	9人
高齢者福祉課	<b>島根県介護保険審査会</b>	○介護保険法第184条に基づき設置され、要介護認定など介護保険に関する保険者の処分に対する審査請求の審理事務	21人
青少年家庭課	<b>島根県子ども・子育て支援推進会議</b>	○子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づき設置。地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定に関する事務	16人
障がい福祉課	<b>島根県障がい者施策審議会</b>	○障害者基本法第36条第1項の規定による障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な調査審議及び施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	15人
	<b>島根県障害者介護給付費等不服審査会</b>	○島根県介護給付費等不服審査会条例に基づく、市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障がい者又は障がい児の保護者が、県知事に対して行う審査請求の審理事務	10人

所管課	名 称	概 要	委員数
障がい 福祉課	島根県精神保健福祉審議会	○島根県精神保健福祉審議会条例に基づく精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項の審議及び知事への意見具申に関する事務	10人
	島根県精神医療審査会	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定による措置入院者等に係る入院の要否の審査、第38条の5第2項の規定による精神科病院に入院中の者等からの請求に係る入院の必要性等についての審査に係る事務	27人
薬事衛 生課	島根県自然環境保全審議会温泉 部会	○都道府県知事が、温泉法第32条の規定に基づき、温泉をゆう出させるための土地の掘削の許可、増掘及び動力装置の許可等を行うに際しての意見の審議に係る事務	10人
	島根県生活衛生適正化審議会	○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定による事項（適正化規定の認可の処分等）に関する事務。物価統制令第4条の規定による統制額の指定に係る事項（一般公衆浴場の入浴料金）の調査審議に関する事務	上限 10人
	島根県感染症診査協議会	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定に基づき各保健所に感染症の診査に関する協議会を設置（2以上の保健所について1の協議会を置くことが出来る）し、就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び結核患者の医療に関する事項の審査（3保健所に設置）	40人
	島根県公害健康被害認定審査会	○公害健康被害の補償等に関する法律第44条の規定に基づき公害健康被害認定審査会を設置し、指定疾病の認定、補償給付に関する審査	10人

## （2）条例によるもの

所管課	名 称	概 要	委員数
障がい 福祉課	島根県ひとにやさしいまちづくり 審議会	○島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づくひとにやさしいまちづくりに関する施策の総合的な推進に関し、必要な重要事項の調査審議に関する事務	10人

## 各種相談事業一覧

平成27年4月1日現在

事業名・職名	職務内容	設置場所等	人員
民生委員・児童委員	地域住民の生活状況を必要に応じ適切に把握し、援助を要する方々が福祉サービスを適切に利用するための情報提供、その他援助及び指導を行う。福祉事務所、児童福祉施設等関係機関と協力し活動を支援する。	市町村	2,272人
主任児童委員	児童の福祉に関し、関係機関・区域担当児童委員との連絡調整及び援助・協力をを行う。	市町村	265人
日常生活自立支援事業 (専門員・生活支援員)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方々が、できるかぎり地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの相談・利用手続き・代行などの援助を行う。	市町村社会福祉協議会(県補助)	407人
福祉サービスに関する苦情解決事業(島根県運営適正化委員会)	福祉サービスに関する苦情について相談を受け付け、必要に応じて調査・あっせん案の作成を行い、苦情の解決を図る。	島根県社会福祉協議会(県補助)	1人
医療安全相談窓口	医療に関する相談や苦情を受け、相談者に対する情報提供や、必要に応じて関係する医療機関などへ連絡等を行う。	県庁医療政策課 各保健所	8人
小児救急電話相談 (#8000)	子どもの急病等への対応に関する医療相談 利用時間：平日 19:00～23:00、 土日祝 9:00～23:00	民間電話相談事業者へ委託(看護師、医師が対応)	—
原子力防災に係る安定ヨウ素剤電話相談	安定ヨウ素剤に関する医学的相談 利用時間：平日 9:00～17:00	民間電話相談事業者・専門機関へ委託(看護師、医師が対応)	—
原子爆弾被爆者相談員	原子爆弾被爆者に対する各種健診の受診勧奨及び各種相談。	県原爆被爆者協議会(県内各地)	18人
戦没者遺族相談員	各種年金給付の受給に関する相談、指導及び関係機関との連携。	市町村	19人
戦傷病者相談員	戦傷病者に対する相談、指導。	市町村	7人

事業名・職名	職 務 内 容	設置場所等	人 員
女性相談員	様々な悩みを抱える女性、DV被害者に対する相談・自立支援	女性相談センター 各児童相談所	12人
性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」	女性相談センターにおいて、性暴力被害に特化した相談専用電話を設置し、性暴力被害者の支援を行う。	女性相談センター	8人
母子・父子自立支援員	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する相談指導及び就業支援。	市町村	25人
母子・父子福祉センター (母子家庭等就業・自立支援センター)	母子家庭・父子家庭・寡婦等の生活等に関する相談や職業紹介など、各種支援事業の実施。	いきいきプラザ (県立東部総合福祉センター)	3人
子どもと家庭電話相談室	児童や家庭の問題に関する電話相談。 (フリーダイヤル・祝日・年末年始除く毎日9:00～21:30)		12人
身体障がい者相談員	身体障がい者の更生、援助の相談、指導。	島根県身体障害者団体連合会	6人
重症心身障がい児(者)相談員	重症身体障がい児(者)に対する相談、指導。		3人
心の健康相談 (各保健所・心と体の相談センター)	各保健所や心と体の相談センターにおいて心の相談、精神医療に係る相談や社会復帰相談、アルコール、認知症等の精神保健福祉全般の相談。	各保健所 心と体の相談センター	—
ひきこもり相談	ひきこもり状態にある本人や家族からの相談。	ひきこもり支援センター 各保健所	—
心と体の相談センター	身体障がい者の更生・援助の相談、指導。 知的障がい者に対する相談、指導。 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談、指導。 高次脳機能障がい者に対する相談、指導。	心と体の相談センター	15人
高齢者医薬品安全使用講座	高齢者を対象に、医薬分業の意味、正しい医薬品の使用方法等についての講習。	各保健所	—

事業名・職名	職務内容	設置場所等	人員
不妊専門相談センター	不妊等に関する悩みについて相談、助言を行うとともに、治療機関等の情報提供。 (電話相談、メールによる相談、予約による面接相談)	県立中央病院 (県委託)	—
しまね難病相談支援センター	難病に関する相談や情報提供を行うとともに、患者家族会の支援や就労支援等を実施。	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター 島根 (県委託)	2人
思春期専門相談センター	思春期の性に関する相談、保健指導を行う。	一般財団法人島根県助産師会 (県委託)	—
医療勤務環境改善支援センター	各医療機関が策定する「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等を、ワンストップで、かつ、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポートする。	県庁医療政策課	—
薬物乱用相談窓口	薬物乱用に関する本人及び家族等からの相談への助言、指導を行う。	各保健所 心と体の相談センター (依存症に関する相談)	—

# 地 方 機 関 一 覧

平成27年4月1日現在

## 【行政機関】

機 関 名	概 要	所 在
<b>保健所</b> (地域保健法 § 5)	○地域住民の健康の保持及び増進など地域における公衆衛生活動の中心となる機関 ○保健所の組織 ・総務保健部：総務課(総務担当)、健康増進課、医事・難病支援課、心の健康支援課(松江、出雲) (隠岐:総務医事課、健康増進課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ) ・環境衛生部：衛生指導課、環境保全課、検査課(浜田)、動物管理課(出雲)、食品衛生機動監視課 (隠岐:環境衛生課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ)	松江：松江市 雲南：雲南市 出雲：出雲市 県央：大田市 浜田：浜田市 益田：益田市 隠岐： 隠岐の島町 (西ノ島町)
<b>福祉事務所</b> (社会福祉法 § 14)	○福祉事務所については、町村の福祉事務所設置の進展(全町村設置)のため、平成21年3月末の西部福祉事務所廃止をもって県設置の福祉事務所は全て廃止された。 (法人・事業者等の相談指導、町福祉事務所の生活保護業務支援のため浜田市に地域福祉課石見スタッフを配置)	
<b>保健環境科学研究所</b>	○本県の保健・環境行政の科学的・技術的中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う試験研究機関 (平成21年3月をもって公の施設機能(県民等からの依頼検査)を廃止。) (平成24年4月の組織改正により原子力環境センターは防災部原子力安全対策課へ移管) ○研究所の組織 ・総務企画部：総務企画情報課、企画調整・GLPスタッフ ・保健科学部：細菌科、ウイルス科 ・環境科学部：湖沼環境スタッフ、大気環境科、水環境科	松江市
<b>児童相談所</b> (児童福祉法 § 12)	○地域における児童福祉の専門的相談窓口であり、児童の権利を保障することを主たる目的とする行政機関 ○児童虐待をはじめとする養護相談の増加に対応するため、平成17年度から市町村にも児童家庭相談窓口が設置され、児童相談所においては専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援を行うこととされている。 ○専門職員として児童福祉司、ケースワーカー、児童心理司、児童指導専門員、嘱託医師等を配置。 ○平成17年度から、女性相談相談員を配置し女性相談業務を実施	中央：松江市 (隠岐の島町) 出雲：出雲市 浜田：浜田市 益田：益田市 ※ ( ) は分室
<b>食肉衛生検査所</b>	○昭和56年にと畜検査体制を強化するために病理、細菌、理化学検査室を整備して設置した検査機関 ○と畜場において、食用の目的でと殺された獣畜等について、と畜場法に基づく厳正な検査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌など食中毒菌による食肉の汚染防止や食肉中の抗生物質の残留防止など安全な食肉の供給に努めている。 ○平成25年7月1日からと畜場に搬入された48ヶ月齢の牛を対象にBSEスクリーニング検査を実施するとともに特定部位(頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄及び回腸遠位部)の適正処理について指導している。	大田市

【公の施設】

機 関 名	概 要	所 在
総合福祉センター (東部・西部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○[視聴覚障害者情報センター] 視覚障がい者への情報提供や点字図書館の点字図書や録音図書等の貸出、聴覚障がい者への字幕(手話)入りのビデオカセットや情報機器の貸出、視聴覚障害の相談業務を行う機関として東部、西部に設置(視覚障害は西部のみ)。島根県社会福祉事業団へ運営委託</li> <li>○[福祉人材センター] 社会福祉事業に従事する又は従事しようとする者に、就業の援助、研修の企画と実施、福祉に関する啓発広報を行う機関として東部にセンター、西部に分室を設置。島根県社会福祉協議会へ運営委託</li> <li>○[母子福祉センター] 母子家庭及び寡婦からの各種相談に応じ、生活指導及び生業の指導を行うとともに、その福祉のための便宜を総合的に供与することを目的として東部に設置。財団法人島根県母子会連合会へ運営委託</li> <li>○指定管理者へ施設の管理を委託</li> </ul>	東部：松江市 (いきいきプラザ島根内) 西部：浜田市 (いわみーる内)
島根あさひ社会復帰促進センター診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成20年10月に開設された「島根あさひ社会復帰促進センター(犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2,000人を収容する刑務所)」内に設置されている受刑者向けの診療所</li> <li>○県が国から診療所の管理運営を受託</li> </ul>	浜田市
松江高等看護学院 <業務委託>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○准看護師が看護師を目指すための養成所(2年課程)。</li> <li>修業年限3年の定時制</li> <li>○一般社団法人松江市医師会へ管理運営業務を委託</li> </ul>	松江市
石見高等看護学院 <業務委託>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校卒業者等が看護師を目指すための養成所(3年課程)。</li> <li>修業年限3年の全日制</li> <li>○公益社団法人益田市医師会へ管理運営業務を委託</li> </ul>	益田市
わかたけ学園 〔児童自立支援施設〕 (児童福祉法 § 44)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不良行為を行うおそれのある児童や生活指導を要する児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する施設</li> <li>○平成2年度から施設内に小・中学校分校を併置して学校教育を実施</li> </ul>	松江市
心と体の相談センター (身体障害者福祉法 § 11) (知的障害者福祉法 § 12) (精神保健福祉法※1 § 6) (障害者総合支援法※2 § 78)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○18歳以上の身体障がい者・知的障がい者を対象とし、専門的立場からの相談、判定、指導のほか市町村の依頼による医学的、心理学的、職能的判定を行う。</li> <li>○保健所等関係機関への技術的援助・協力を行うほか、精神障がい者に関する相談のうち、複雑または困難なものを対象とした業務を行う。</li> <li>○専門職として、医師、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー等を配置</li> <li>○高次脳機能障がい者支援拠点</li> </ul>	松江市
女性相談センター (売春防止法 § 34)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活上の様々な悩みを抱える女性やDV被害者等からの相談に応じ、情報提供、助言指導、一時保護、自立支援等の業務を行う機関</li> <li>○「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」に基づく、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も有する。</li> <li>○性暴力被害者支援センター「たんぼぼ」として、性暴力被害に特化した相談専用電話を設置し、医療、心理、法律相談等の総合的な支援を行う。</li> </ul>	松江市、 (大田市) ※( )は分室

※1 精神保健福祉法：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

※2 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

## いきいきプラザ島根といわみーる

	いきいきプラザ島根	いわみーる
オープン	平成7年7月	平成12年4月
所在地	松江市東津田町1741番地3	浜田市野原町1826番地1
面積	敷地面積：12,405㎡ 延床面積：10,971㎡	敷地面積：12,375㎡ 延床面積：6,776㎡
建物構造	本館：RC5F 実習棟：RCIF 温室：S1F	本館：RC4F 実習棟：SIF 温室：S1F
入居施設	県立東部総合福祉センター	県立西部総合福祉センター
	聴覚障害者情報センター 福祉人材センター 母子・父子福祉センター 貸出施設（研修室、体育室等）	西部視聴覚障害者情報センター 福祉人材センター石見分室 貸出施設（研修室、体育室等）
	松江保健所 心と体の相談センター	県立西部社会教育研修センター
	その他の主な施設	その他の施設
	シマネスクくにびき学園東部校 社会福祉法人いのちの電話 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 社会福祉法人島根県社会福祉事業団 社会福祉法人島根県共同募金会 特定非営利活動法人島根県障がい者 就労事業振興センター東部事務所 一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会 公益財団法人島根県消防協会 一般社団法人島根県被害者サポートセンター	シマネスクくにびき学園西部校 社会福祉法人いのちの電話 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 石見支所 浜田公証役場 特定非営利活動法人島根県障がい者 就労事業振興センター西部事務所



## 県 出 資 外 郭 団 体 一 覧

名 称 等	目 的	主な事業内容、県予算関係
<p><b>公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根（旧財団法人島根難病研究所）</b></p> <p>○S51.3 設立 ○健康福祉総務課 所管 ○所在地 出雲市塩冶町 ○設立根拠 (※)整備法 § 44 (民法 § 34)</p> <p>○代表者名 理事長 江口博晴 ○基本財産 10,000千円 うち県1,000千円 (10%)</p>	<p>○老年医学等の研究を島根大学等との連携の下に実施し、医学研究の振興等を目指すとともに、併せて移植医療への支援等を行い、もって地域医療の向上に寄与する</p>	<p>○健康長寿しまねの推進に関する島根大学との共同研究 ○老年医学をはじめとした医学研究の実施 ○移植医療に関する知識の普及啓発等の実施（まごころバンク事業） ○難病相談支援事業 ○健診事業及び検査受託事業〔委託費〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移植医療の推進 19,166千円</li> <li>・難病相談・支援センター事業 11,723千円</li> <li>・重症難病患者入院施設確保事業 4,466千円</li> </ul>
<p><b>公益財団法人島根県障害者スポーツ協会</b></p> <p>○S54.5 設立 ○障がい福祉課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 (※)整備法 § 44 (民法 § 34)</p> <p>○代表者名 理事長 福井幸夫 ○基本財産 255,000千円 うち県200,000千円</p>	<p>○障がい者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与する。</p>	<p>○障がい者のスポーツ活動の振興 ○障がい者のスポーツ活動に関する調査研究及び啓発広報 ○障がい者のスポーツ活動の支援者育成</p> <p>(委託費) 障がい者スポーツ振興事業 39,024千円</p>
<p><b>社会福祉法人島根県社会福祉事業団</b></p> <p>○S40.7 設立 ○健康福祉総務課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 社会福祉法 § 22</p> <p>○代表名 理事長 今岡輝夫 ○基本財産 30,000千円 うち県4,700千円 (15.7%)</p>	<p>○多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。</p>	<p>○第1種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホームの設置経営</li> <li>・障がい者支援施設の設置経営</li> <li>・肢体不自由者更生施設の設置経営</li> </ul> <p>○第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の設置経営</li> <li>・聴覚障がい者及び視聴覚障がい者情報提供施設の受託経営（委託費） 51,942千円</li> <li>・老人短期入所事業</li> <li>・障がい福祉サービス事業等</li> </ul>

名 称 等		目 的	主な事業内容、県予算関係
<b>公益財団法人島根県生活衛生営業指導センター</b>		○生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。	○生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導 ○生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びに苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導 ○標準営業約款に関する営業者の登録 ○生活衛生関係営業に関する講習会、講演会等の開催又はその斡旋 ○生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供 ○（補助金）生活衛生営業指導費補助金 20,120千円 （交付金）生活衛生関係営業振興助成交付金 900千円
○S59.3設立 ○薬事衛生課所管 ○所在地 松江市大輪町 ○設立根拠 （※）整備法 § 44 民法 § 34 ○指定根拠 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 § 57の3①	○代表者名 理事長 池上良一 ○基本財産 4,100千円 うち県2,000千円 (48.8%)		

（※）整備法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

## 各 種 計 画 一 覧

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<b>島根県地域福祉支援計画</b> ○計画期間： H24～H27 ○策定根拠： 社会福祉法§108	○これからの社会福祉のあり方として、地域福祉の推進がますます重要な課題となると考えられることから、各市町村において、地域住民との協働のもとで地域福祉の一層の推進が図られるよう、県としてその支援の基本的な考え方を明らかにしたもの。 ○地域における多様なニーズへの的確な対応を図るための「新たな支え合い」の拡大、強化や、障害者自立支援法の制定や改正、介護保険法の改正、災害時要援護者支援体制など、地域福祉を取り巻く新たな動きや課題等に対応するため、平成24年7月に計画を改定した。
<b>島根県保健医療計画</b> ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 医療法§30の4① 健康増進法§8①	○「医療法及び健康増進法」に基づき、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする保健医療サービス提供体制を推進するため、平成25年4月から平成29年度までの5年間で計画期間とする保健医療計画を策定した。 ○本計画は、保健医療提供体制の整備を図るうえで、関係者すべてにとっての基本指針となるものである。 ○本計画は少なくとも5年ごとに見直しを行う。
<b>島根県地域医療支援計画</b> ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 厚生労働省通知	○国の第11次へき地保健医療計画を踏まえて、県内の地域の現状と課題を明らかにした上で、県単位での地域保健医療対策を充実強化することを柱として、当該課題の克服に向けての具体的な施策又は方向性をとりまとめたもので、島根県における地域保健医療対策の基本指針となるものである。 ○5年ごとに見直しを行う。
<b>島根県地域医療再生計画</b> ○計画期間： H21～H27 ○策定根拠： 地域医療再生臨時特例交付金交付要綱	○医療機能の強化、医師等の確保、在宅医療の推進など地域における医療課題を解決するための施策について、都道府県が定める計画をいう。都道府県は、当該計画に基づき基金を造成し、事業実施に必要な経費を支出する。本計画では、医師をはじめとした医療従事者の確保や医療機関の施設・設備整備などを支援し、併せてドクターヘリの運航や医療機関連携を促進する医療情報ネットワークの構築などにより、地域医療提供体制の確保を図る。平成25年度に在宅医療の推進を加えるとともに、一部の事業について事業期間を平成27年度まで延長した。 ○事業期間  H21年度～H27年度 ○事業費      97億円
<b>医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画</b> ○計画機関： H26（一部H27） ○策定根拠： 地域医療介護総合確保促進法第4条	○医療及び介護の総合的な確保のための事業を県計画として定めるもの。都道府県は、当該計画に基づき基金（地域医療総合確保基金）を造成し、その実施に必要な経費を支出する。本計画は、国へ基金造成のための財源交付を申請するため、毎年度作成する。 ○事業期間（H26計画）  H26（一部H27） ○事業費（H26計画）    18億円
<b>島根県がん対策推進計画</b> ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： がん対策基本法§11①	○平成25年3月に改定した「島根県がん対策推進計画」では、全体目標として「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」を引き続き掲げるとともに、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を追加し総合的ながん対策を推進する。 ○がんの1次予防に関する取り組みを充実させるとともに、「小児がん対策」、「がん患者の就労問題」、「がん教育」など新たな課題に取り組む。 ○計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間とし、中間年である平成27年度に中間評価を行う。

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<p>島根県食育推進計画 ○計画期間： H24～H28 ○策定根拠： 食育基本法</p>	<p>○県民一人ひとりが「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育を通して「生きる力」を育む。 ○生涯にわたる食育を推進します。特に若い世代への食育が進むよう努める。 ○身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりを推進する。 ○食育活動への県民の主体的な参加、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化に努める。</p>
<p>健康長寿しまね推進計画 (第二次健康増進計画) ○計画期間： H25～H34 ○策定根拠： 健康増進法8条</p>	<p>○「健康寿命を延ばす(平均寿命をのばす、65歳平均自立期間を延ばし、二次医療圏の格差を減らす)」ことを基本目標とし、「めざせ、しまね健康なまちづくり」をスローガンに、県民、関係機関・団体、行政が三位一体となった県民運動である。 ○この計画は、①住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進②生涯を通じた健康づくりの推進③疾病の早期発見、合併症予防・重症化防止、多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進の4つの柱で推進する。</p>
<p>島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画 ○計画期間： H27～H29 ○策定根拠： 老人福祉法§20の9 介護保険法§118①</p>	<p>○本県では、高齢化が全国に先駆けて進行するとともに75歳以上人口の割合が更に増加することから、介護予防の対策や要介護状態になっても高齢者ができる限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、住まいを中心に、生活支援、医療介護などを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいく必要がある。 ○計画の基本目標には、「介護予防の推進」、「生活支援の充実」、「介護サービスの充実」、「医療との連携」、「住まいの確保」、「認知症施策の推進」を掲げ、実施に当たっては、住民・ボランティア・行政・事業者が一丸となって取り組むことが必要であることから、県民一人ひとりの理解と参画を求めるものである。 ○計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間であり、3年ごとに見直しを行う。</p>
<p>しまね高齢社会振興ビジョン21 ○目標年次平成22年 ○策定根拠： 高齢社会対策大綱</p>	<p>○21世紀初頭の姿を展望し、県として推進する高齢社会対策の方向性を示すとともに、行政が取り組むべき方向や県民の行動指針を明らかにする。</p>
<p>島根県医療費適正化計画 (第2期) ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 高齢者の医療の確保に関する法律§9</p>	<p>○少子高齢化、医療費の増加による医療財政のひっ迫、平成18年6月医療制度改革関連法の成立を背景とし、生活習慣病の予防対策等により将来的な医療費の適正化を目指すものである。 ○当該計画は、医療計画、健康増進計画及び介護保険事業支援計画との調和を図り、適正化計画の具体的な施策は、各計画と整合性を保ち策定されている。 ○国の基本方針に沿って、各都道府県が5年間を計画期間として策定。平成30年度には目標達成状況及び施策の実施状況等の実績評価を行う。</p>
<p>しまねっ子すくすくプラン (島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画を一体的に策定) ○計画期間： H27～H31 ○策定根拠：次世代育成支援対策推進法§9ほか</p>	<p>○次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容を定める。 ○子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援計画の達成に資するため、広域的な見地から、教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関して必要な内容を定める。 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づき、ひとり親家庭等の自立支援を図る施策を計画的、総合的に進めるために必要な内容を定める。</p>

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<p>島根県社会的養護体制推進計画 ○計画期間： H27～H41 ○策定根拠：社会的養護の課題と将来像、厚生労働書通知</p>	<p>○社会的養護は、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な形態に変えていく必要があることから、県として取り組むべき課題及び取組の方向性について検討し、計画を策定した。 ○「家庭的養護の推進」「専門的ケアの充実及び人材の確保・育成」「自立支援の充実」「家族支援及び地域支援の充実」「子どもの権利擁護の推進」について、数値目標等を掲げ、その達成のための現状と課題、具体的取組及び実施時期を明記した。 ○計画期間は15年間とし、5年ごとに前期、中期、後期と区分して各期末ごとに計画の見直しを実施する。</p>
<p>しまね青少年プラン ○計画期間： H22～H26 H28～（次期計画） ○策定根拠： 子ども・若者育成支援推進法§9</p>	<p>○青少年施策を総合的、体系的に推進していくために、県の関係部局、市町村、青少年団体などの関係機関・団体が連携・協働していく指針として策定した。 ○「子ども・若者育成支援推進法」に基づき国が策定した「子ども・若者ビジョン」を踏まえ、法に基づく県の計画として位置づけた。 ○青少年の健全育成の推進に当たっては、青少年を健やかに育む地域づくりを促すことが必要であることから、県民一人ひとりに対し、健全育成、次世代育成の意識の醸成を図り、具体的行動を進めることを目的とする。 ○平成27年度中に改定される国の「子ども・若者育成支援推進大綱」策定の動きを見ながら、県の青少年プランを改定する。</p>
<p>島根県ひとり親家庭等自立支援計画 ○計画期間： H27～H31 ○策定根拠： 母子及び父子並びに寡婦福祉法§12</p>	<p>○ひとり親家庭等の自立を促進していくためには、子どもが心身ともに健やかに成長するための必要な諸条件の整備と、家族の健康の保持増進も含め、種々の施策を総合的かつ計画的に推進していくことが不可欠であることから、ひとり親家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いたプランを総合的に推進する。 ○この計画策定の指針となる「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年厚生労働省告示第248号）の改正内容も踏まえ、「しまねっ子すくすくプラン」に包含し必要に応じて見直しを行う。</p>
<p>島根県DV対策基本計画 ○計画期間： H23～H27 ○策定根拠： DV防止法§2の3</p>	<p>○DVの防止並びに被害者の保護及び自立支援を重要課題と位置づけ、県の施策を明らかにし、DV対策を総合的に実施することを目的とする。 ○計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間であり、平成27年度に見直しを行う。</p>
<p>島根県障がい者基本計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 障害者基本法§11</p>	<p>○本県の障がい者施策推進の基本的方向等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとする計画である。 ○「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現することを基本理念とする。 ○本計画の期間は平成25年度から平成29年度までとし、社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行う。</p>
<p>島根県障がい福祉計画 ○計画期間： [第1期]H18～H20 [第2期]H21～H23 [第3期]H24～H26 [第4期]H27～H29 ○策定根拠： 障害者総合支援法§89</p>	<p>「島根県障がい者基本計画」に掲げる事項のうち、介護及び訓練等の障がい福祉サービスについての実施計画 ○障がい福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進めるための計画 ○障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本に、障がい者が必要とする介護及び訓練の障がい福祉サービスの確保、障がい者の地域生活への移行、福祉施設（福祉就労）から一般就労への移行を推進。</p>

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<p>島根県自死対策総合計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 自殺対策基本法 § 4</p>	<p>○今後の本県における総合的な自死対策を推進するための基本指針 ○市町村をはじめ関係機関や団体、県民を含む地域社会全体が連携し、積極的な取組が実施されることを期待するもの ○数値目標として、平成19～23年の5年間の平均自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を20%以上減少 ○推進体制として、島根県自死総合対策連絡協議会(関係機関・団体の相互の連携を強化し、総合的な自死対策の推進)と、圏域自死対策連絡会(地域の実情に応じた取組の強化と地域ネットワークの構築を推進)を核に取り組む。</p>
<p>島根県障がい者就労支援事業所工賃向上計画 ○計画期間： H27～H29 ○策定根拠： 厚生労働省通知</p>	<p>○障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、一般就労が困難である障がい者には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように支援していくことが必要である。 ○平成27年度から平成29年度までの3か年について「工賃向上計画」を策定することとし、工賃向上に資する取組を、目標設定により計画的に進めることとする。 ○目標設定のために、原則としてすべての就労継続支援B型事業所における「工賃向上計画」の作成を義務付け、計画の作成や目標の実現に向けた必要な支援を行う。 ○計画期間中、毎年度、実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて随時、計画内容を見直す。</p>
<p>感染症予防計画 ○計画期間： H20～ ○策定根拠： 感染症法 § 10、 § 11</p>	<p>○計画は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、新しい時代の感染症対策の方向性を示すものである。 ○感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するための計画とすることとしている。</p>
<p>新型インフルエンザ等対策行動計画 ○計画期間： H25～ ○策定根拠： 新型インフルエンザ等対策特別措置法</p>	<p>○新型インフルエンザ等が発生した場合、その感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らないようにするための行動計画である。 ○計画では、流行規模を予測するとともに、発生状況に応じた目標と活動を、「実施体制」「サーベイランス情報収集」「情報提供・共有」「予防・まん延防止」「医療」「県民生活・県民経済の安定」の6項目について立案している。 ○計画には、大流行時に治療薬としての抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」が不足すると予測されることから、タミフルの備蓄計画も盛り込んでいる。 ○対策の実行性をより高める目的で国は特別措置法を制定したため、新たに法律に基づく行動計画を策定した。(H25. 12策定)</p>
<p>島根県水道水質管理計画 ○計画期間：H19～H28 ○策定根拠：厚生省通知</p>	<p>○将来にわたって信頼できる安全でおいしい水道水が確保されるよう、水道水質管理に一層努めるとともに、水質基準に基づく検査の実施、体系的・組織的な水質監視を行う。</p>
<p>島根県動物愛護管理推進計画 ○計画期間：H26～H35 ○策定根拠：動物愛護管理法 § 6の1</p>	<p>○動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化し、動物愛護思想の普及啓発、動物の適切な管理を図る施策を推進する。</p>
<p>食育・食の安全安心確保に係るアクションプラン ○計画期間：H24～H27 ○策定根拠：食の安全安心確保に係る基本方針</p>	<p>○食の安全安心確保に係る基本方針を示した各施策の方向に基づき、具体的な取り組み(行動計画)を示すことにより、食の安全安心の確保を図る。</p>

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
歯と口腔の健康づくり計画 ○計画期間：H24～H28 ○策定根拠：島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例 §6	○「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例」の趣旨を踏まえ、生涯を通じた施策を総合的かつ効果的に推進する。 ○「県民の大白歯（奥歯）や口腔の点検の実施」「事業所における歯科保健対策の拡大」「糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と歯科保健指導の実施体制の整備」等を推進する。
島根県子どものセーフティネット推進計画 ○計画期間：H27～H31 ○策定根拠：子どもの貧困対策推進法 §9	○政府が定める大綱を勘案して定める、島根県における子どもの貧困対策についての計画。 ○「発見から保護・支援につなぐ体制の整備」「子どもの安心と成長の環境づくり」「保護者等に対する支援」「対策推進のための体制整備」を基本方針とし、必要な施策を進める。

# 保健・福祉関係施設制度一覧

平成27年4月1日現在

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
救護	救護施設 (入所)	生活保護法 §40、41	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活保護法における生活扶助を行う	国1/2 県1/4 等	法人 3	—	定員 240	措置	国3/4 市町村1/4	基準生活費等を超える収入部分
保健	市町村保健センター	地域保健法 §18	地域住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査等身近で利用頻度の高い保健サービスを提供	—	37	—	—	—	市町村	なし
	母子健康センター (助産部門のみ入所)	母子保健法 §22	母子保健に関する各種の相談に応じるとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行い、又はこれらの事業に合わせて助産を行う	—	市町村 1	—	—	一部措置	市町村	入所措置は所得応能負担
老人	地域包括支援センター (利用)	介護保険法 §115の45	高齢者の介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的なケアマネジメント等を実施し、高齢者を包括的に支援する施設	—	26	—	—	—	交付金	なし
	介護老人保健施設 (入所・通所)	介護保険法 §8 25	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや、看護・介護を必要とする要介護高齢者等が入(通)所する	国交付金(小規模のみ)	市町村 3 法人 35	介護保険事業支援計画 2,977床(介護療養病床からの転換分を含む。)	2,977床	介護保険	介護報酬	1割負担+居住費・食費+日常生活費
	養護老人ホーム (入所)	老人福祉法 §20の4	65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる。入所者の生活の場として、食事、入浴などの日常生活上の世話、またレクリエーションや生活向上のための指導を行う	—	市町村 4 法人 19	—	1,261人	措置	市町村一般財源	所得別の応能負担
	特別養護老人ホーム (入所) 介護老人福祉施設	老人福祉法 §20の5 介護保険法 §8 ㉔	65歳以上の者で、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させる。入所者の生活の場として、常時の介護、食事、入浴などの日常生活の世話、またレクリエーションや生活向上のための指導を行う	国交付金(小規模のみ)	市町村 7 法人 104	介護保険事業支援計画 5,411人	5,263人	介護保険	介護報酬	1割負担+居住費・食費等



種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
老人	軽費老人ホーム (ケアハウス) (入所)	老人福祉法 §20の6	60歳以上の者で、自炊が出来ない程度の身体機能低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安がある者で、家族による援助を受けることが困難な者が入所できる施設。入所者の生活相談、在宅福祉サービスの利用紹介・手続き、食事や入浴の準備、緊急時の対応を行う	国交付金(小規模の特定指定のみ)	法人 17	—	1,000人	契約	事務費補助金	事務費: 所得別 応能負担 生活費: 全額自 己負担 管理費: 全額自 己負担
	有料老人ホーム (入所)	老人福祉法 §29	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又は日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする施設。入所の条件、サービス内容は契約によって決められる	—	69	—	1,849人	契約	—	利用料全額 自己負担
児童	児童養護施設 (入所)	児童福祉法 §41	原則として乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、自立を支援する	国交付金	法人 3	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	児童自立支援施設 (入所)	児童福祉法 §44(施行 令 §10)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する	国交付金	県立 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	情緒障害児短期治療施設 (入所・通所)	児童福祉法 §43②	軽度の情緒障がいをもつ児童を、短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う	国交付金	法人 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	自立援助ホーム (入所)	児童福祉法 §33⑥1	児童養護施設等を退所し、就職する児童等に対し、共同生活を営むべき住居において、相談その他の援助及び就業の支援等を行う	国交付金	法人 1 個人 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	乳児院 (入所)	児童福祉法 §37	原則として乳児(保健上その他の理由により特に必要のある場合には、概ね2歳未満の幼児を含む)を入院させて、これを養育する	国交付金	法人 (日赤) 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	母子生活支援施設 (入所)	児童福祉法 §38	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援する	—	法人 1	—	—	契約	市町村実施 国1/2県1/4市町村1/4	所得別の応 能負担
	助産施設 (入所)	児童福祉法 §36	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることの出来ない妊産婦に助産を受けさせる	—	市町村 1	—	—	契約	市町村実施 国1/2県1/4市町村1/4	所得別の応 能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
児童	保育所 (通所)	児童福祉法 § 39	保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもについて、保護者から申し込みがあった場合に保育する	国交付金	市町村 76 法人等 210 (うち分園 4)	—	—	契約	国1/2 県1/4 市町村1/4 (民設保育所)	所得別の応能負担
	認定こども園 (通所)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 § 3、§ 17	小学校就学前の子どもの教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備え、認可基準(幼保連携型認定こども園)又は認定要件(幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園)を満たす施設	国交付金	市町村 3 法人 9	—	—	契約	国1/2 県1/4 市町村1/4 (民設こども園)	所得別の応能負担
	児童厚生施設 (利用)	児童福祉法 § 40	児童館等により、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする	国1/3 県1/3 (児童館)	児童館 13 児童遊園 8	—	—	—	国、県、市町村各1/3 (児童館)	市町村が定める
	福祉型障害児入所施設	児童福祉法 § 42①	知的障がい児を入所により、保護するとともに自立自活に必要な知識技能を習得するするため支援を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	公立 2 法人 3	—	5カ所	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
	医療型障害児入所施設	児童福祉法 § 42②	肢体の不自由な児童及び重度の知的障がい、肢体不自由が重複している児童を治療し、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能を習得するするため支援を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人 1	—	2カ所	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
	福祉型児童発達支援センター	児童福祉法 § 43①	障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人 5	—	6カ所	措置契約	国1/2 県1/2 市町村1/4	所得別の応能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
児童	進行性筋萎縮症児病棟	児童福祉法 § 27②	進行性筋萎縮症児・者を入院させて治療及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政法人松江医療センター 1	—	1カ所	措置契約	(児) 国1/2 県1/2 (者) 国1/2 県1/4 市町村1/4	所得別の応能負担
	重症心身障がい児病棟	児童福祉法 § 27②	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政法人松江医療センター 1	—	1カ所	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
身体障がい	点字図書館	身体障害者福祉法 § 34	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物を制作し、これらの貸出及び閲覧を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2	—	2カ所	利用	補助・委託 国1/2 県1/2	
	聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法 § 34	聴覚障がい者用の手話や字幕入りビデオを製作し、これらを無料又は低額な料金でそれらを貸出し、又は聴覚障がい者に対し、手話通訳者派遣等コミュニケーションの支援を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2	—	2カ所	利用	委託 国1/2 県1/2	
障がい共通	障害者支援施設	障害者総合支援法 § 5⑪	入所者に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等の施設入所支援を行うとともに、日中活動の場として施設障がい福祉サービスを提供する	基準額のうち 国2/3 県1/3	30		30カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	生活介護	障害者総合支援法 § 5⑦	常時介護を要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する	基準額のうち 国2/3 県1/3	67		67カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	自立訓練（機能訓練）	障害者総合支援法 § 5⑫	身体障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法等必要なリハビリテーション、生活に関する相談、助言等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2		2カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
障がい 共通	自立訓練（生活訓練）	障害者総合支援法 §5⑫	知的障がい者、精神障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談、助言等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	15		15カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	就労移行支援	障害者総合支援法 §5⑬	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	19		19カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	就労継続支援A型	障害者総合支援法 §5⑭	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約の締結等による就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	28		28カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	就労継続支援B型	障害者総合支援法 §5⑭	一般企業等での就労や雇用契約による就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	97		97カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	共同生活援助	障害者総合支援法 §5⑮	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う	—	64		64カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担

※障害者支援施設と、生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就学移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の各施設の間で施設数を一部重複して計上している。

## 介 護 保 険 施 設 の 比 較

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
開 設 者	社会福祉法人 地方公共団体	医療法人、社会福祉法人、地方公共団体、その他厚生省告示で定める者	医療法人、国、地方公共団体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、社会保険関係団体、医師等
開設許可等	都道府県知事の指定	都道府県知事の許可	都道府県知事の指定
対 象 者	常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないがリハビリ、看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者で、医学的管理が必要な要介護者
利用手続	施設と個人の契約	施設と個人の契約	病院もしくは診療所と個人の契約
費用の支払	介護福祉施設サービス費の支給及び利用者負担	介護保健施設サービス費の支給及び利用者負担	介護療養施設サービス費の支給及び利用者負担
利用者負担	費用（サービスの種類ごとに定められる基準額）の1割を負担 居住費・食事負担 原則自己負担（ただし、市町村民税世帯非課税者等については、その所得に応じた負担限度額） 日常生活費負担		
給付財源	国（20%） 県（17.5%） 市町村（12.5%） 第1号被保険者保険料（22%） 第2号被保険者保険料（28%）		
施設基準	居室 （1人当たり10.65㎡以上） 医務室、機能回復訓練室、食堂、浴室等  廊下幅 片廊下 1. 8m以上 中廊下 2. 7m以上	療養室 （1人当たり8㎡以上） 診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等  廊下幅 片廊下 1. 8m以上 中廊下 2. 7m以上	病室 （1人当たり6.4㎡以上） 診察室、手術室、処置室、臨床検査室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1. 8m以上 中廊下 2. 7m以上
スタッフ （入所者100人当たりの配置人員）	医師（非常勤可） 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 生活指導員 1人 機能訓練指導員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人	医師（常勤） 1人 看護職員 9人 介護職員 25人 理学療法士又は作業療法士 1人 支援相談員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人 薬剤師 等	医師 3人以上 看護職員 17人以上 看護補助者 17人以上 薬剤師、栄養士、診療放射線技師等 （病院の療養病床にかかる部分のみ）

※「施設基準」及び「スタッフ」欄は小規模施設を除いた新設の場合である。

介護保険居宅サービス等一覧

※事業所数は平成27年4月1日現在(休止を含む)

サービス	概要	事業所数 ( )内は予防	事業者指定等
訪問介護、介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事の介護などの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行います。	220 (213)	県(高齢者福祉課) ※松江市への権限移譲 (H21.4～)分を含む
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴	看護師などが居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	16 (13)	
訪問看護、介護予防訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。	68 (67) ※みなし指定事業所数除く	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士などが居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。	9 (8) ※みなし指定事業所数除く	
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養生活を送るために必要な指導を行います。	7 (7) ※みなし指定事業所数除く	
通所介護、介護予防通所介護 (デイサービス)	日中、デイサービスセンターなどにおいて、入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。	325 (311)	
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	病院・介護老人保健施設などで、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るためのリハビリテーションを行います。	33 (32) ※体制等に関する届出 をしている事業所数	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事などの介護その他日常生活の世話、機能回復訓練を行います。	108 (101)	
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。	47 (44)	
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	43 (42)	
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	車いすやベッドなどの福祉用具を貸与します。(介護度によっては利用できないものもあります。)	86 (86)	
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	入浴又は排泄などに使用する福祉用具を販売します。	85 (85)	
居宅介護支援	要介護と認定された方に、居宅サービスを利用する際に必要となるケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。	296	
住宅改修費支給、介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に費用を支給します。	※事業者指定はありません。	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、介護と看護の連携したサービスを行います。	1	市町村
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的又は利用者の求めに応じて訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活の世話を行います。	1	
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	60 (50)	
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況に応じて、訪問や通いや宿泊を組み合わせ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。	73 (60)	
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症高齢者が、共同して家庭生活を送りながら、介護や世話、機能回復訓練を行います。(要支援1の方は利用できません。)	135 (125)	
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所定員が29人以下で介護専用型の養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	1	
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供します。	2	
介護予防支援	要支援と認定された方に、介護予防サービスを利用する際に必要となるケアプラン(介護予防サービス計画)を作成します。	26	

# 社会福祉制度の概要

【 】内は措置権

平成27年4月1日現在

種別・根拠法	概 要	措置権等	摘 要										
<b>老人（施設）</b> 【市町村】 老人福祉法 § 11	養護老人ホームに入所（地方公共団体設置）させ、又は入所を委託（社会福祉法人設置）する。 ※特別養護老人ホームへの入所については、H12から介護保険制度に移行。 ただし、やむを得ない事由により介護保険制度による入所が困難であるときは、措置による入所制度あり。	S38：老人福祉法制定 措置権：県・市福祉事務所 H5：市町村へ措置権移譲 H17：措置費の一般財源化	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>措置権</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>10/10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td></td> <td>10/10</td> </tr> </table>	措置権	市	町村	市	10/10		町村		10/10	
措置権	市	町村											
市	10/10												
町村		10/10											
<b>児童（助産の実施）</b> 【市町村】 児童福祉法 § 22	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦からの申込があった時は、その妊産婦に対して、助産施設において助産を行う。	S22：市町村措置権 S26：県及び市措置権（福祉事務所を管理する地方公共団体） S62：機関委任事務→団体事務 H13：措置制度→契約制度	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>実施主体</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table>	実施主体	国	県	市町村	市町村	1/2	1/4	1/4		
実施主体	国	県	市町村										
市町村	1/2	1/4	1/4										
<b>児童（母子保護の実施）</b> 【市町村】 児童福祉法 § 23	保護者が配偶者のない女子又はこれに準ずる事情がある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。	S62：機関委任事務→団体事務 H13：措置制度→契約制度											
<b>児童（保育の実施）</b> 【市町村】 児童福祉法 § 24	市町村長は、保護者の労働、疾病等の理由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育する。	S22：市町村措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H10：措置制度→契約制度	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>保育実施</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table> ※民設保育所	保育実施	国	県	市町村	市町村	1/2	1/4	1/4		
保育実施	国	県	市町村										
市町村	1/2	1/4	1/4										
<b>児童（児童福祉施設入所措置等）</b> 【県】 児童福祉法 § 27①3	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認める児童又は家庭裁判所から送致のあった児童について、里親等に委託し又は児童福祉施設（児童養護施設・乳児院等）に入所させる措置。	S22：県措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H18：障害児施設（指定医療機関を含む）については10月から契約制度導入 H21：自立生活援助事業の実施対象者が20歳未満に拡充	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>措置権</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	措置権	国	県	市	町村	県	1/2	1/2	-	-
措置権	国	県	市	町村									
県	1/2	1/2	-	-									
<b>児童（指定医療機関等委託）</b> 【県】 児童福祉法 § 27②	指定医療機関等に対して、児童を入所させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療を行うことを委託する措置。												
<b>児童（児童の一時保護）</b> 【県】 児童福祉法 § 33	児童を家庭で養育することが困難な場合等で、保護が必要な児童を、児童相談所において一時保護し又は児童福祉施設等へ保護を委託する。												
<b>児童（児童自立生活援助事業委託）</b> 【県】 児童福祉法 § 33⑥1	自立を図るための生活援助の実施を希望する義務教育終了児童等を、自立援助ホームに委託し日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行なう。												

## 基金・ファンド一覧

基金・ファンド名	事 業 概 要
<b>しまね長寿社会振興基金</b> ○(社福)島根県社会福祉協議会 所管	<b>【しまねいきいきファンド事業】</b> ○目的：生涯現役社会実現のために生きがい活動や地域づくり活動に取り組む中高年齢者グループに対して助成することにより、中高年齢者の積極的な社会参加を促進する。 ○内容 〈夢ファクトリー支援事業〉 中高年齢者が培ってきた知識・経験・技術を活かして、生産、加工、サービス活動を行い、健康・生きがいづくりや地域づくりに寄与する事業とし、中高年齢者グループを対象に200万円を限度に対象経費の4/5を助成する。 〈地域活動支援事業〉 社会参画活動やボランティア活動等を行い、健康・生きがいづくりや地域づくりに寄与する事業とし、中高年齢者グループを対象に100万円を限度に対象経費の4/5を助成する。
<b>島根県介護保険財政安定化基金</b> ○現在高 986百万円 ○H12設置 ○高齢者福祉課所管	○給付費の予想外の伸びや、保険料未納による保険財政の赤字に対し、以下の通り貸付又は交付を行う。 ①貸付…計画期間（3年間）に、保険料収納低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる保険者に対して毎年度行う（初年度、次年度は財政不足額を、最終年度は財政不足額から下記②の交付額を控除したものを貸し付ける）。 ②交付…計画期間を通じて保険料収納不足かつ、財政不足により、財政収支が不均衡になった保険者に対して3年度目に行う（原則として保険料不足額の1/2を交付する）。
<b>島根県国民健康保険広域化等支援基金</b> ○現在高 260百万円 ○H14設置 ○健康推進課所管	○国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険財政の安定化に資する事業に必要な費用にあてるため、地方自治法第241条及び国民健康保険法第68条の3に基づき、国保広域化等支援基金を設置し、保険財政広域化支援事業及び保険財政自立支援事業を行う。 (1) 保険財政広域化支援事業 広域化等による平準化後の保険料賦課総額が平準化前の賦課総額を上回る構成市町村の当該増加見込額の範囲内 (2) 保険財政自立支援事業 ①貸付事業1 ・年度途中で財政収支の不均衡が見込まれる場合 ・当該財政不足見込額の3/4の範囲内 ②貸付事業2 ・新年度において保険料の急激な引き上げが見込まれる場合 ・保険料等を据え置いた場合の財政不足見込額の1/2の範囲内
<b>島根県後期高齢者医療財政安定化基金</b> ○現在高 1,008百万円 ○H20設置 ○健康推進課所管	○給付費の予想外の伸びや、保険料未納による財政の赤字に対し、以下のとおり貸付又は交付を行う。 ①貸付…特定期間（2年間）に、保険料収納低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる場合に、島根県後期高齢者医療広域連合に対して、毎年度行う（初年度は財政不足額を、最終年度は財政不足額から下記②の交付額を控除した額を、それぞれ1.1倍を限度として無利子で貸し付ける）。 ②交付…特定期間の最終年度に予定保険料収納率を下回る保険料の未納に対し、未納による不足額の1/2を交付する。 ③保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する。



H 2 0、H 2 1 国経済対策関連基金

基金・ファンド名	事業概要
<p><b>地域医療再生臨時特例基金</b>                      ○積立額 9,702,977千円                      ○H 2 1～2 7                      ○医療政策課所管</p>	<p>○「地域医療再生計画」に基づいて実施する事業に要する経費に充てる。</p> <p><b>【地域医療再生計画事業】</b>                      医師をはじめとした医療従事者の確保や医療機関の施設・設備整備などを支援し、併せてドクターヘリの運航や医療機関連携を促進する医療情報ネットワークの構築などにより、地域医療提供体制の確保を図る。平成25年度から在宅医療の推進を追加。</p>
<p><b>医療・介護総合確保促進基金</b>                      ○積立額                      ○H 2 6～2 7                      ○医療政策課・高齢者福祉課所管</p>	<p>○医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画の実施のために要する経費に充てる。</p> <p><b>【医療介護総合確保促進事業】</b>                      医療・介護従事者の確保、居宅等における医療の推進、地域医療構想の実現のための施設設備の整備、介護施設の整備について、毎年度策定する島根県計画に基づき実施する事業</p>
<p><b>医療施設耐震化臨時特例基金</b>                      ○積立額 3,015,983千円                      ○H 2 1～2 8                      ○医療政策課所管</p>	<p>○大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を図るための事業に要する経費に充てる。</p> <p><b>【医療施設耐震化臨時特例交付金事業】</b>                      未耐震の災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした新築、増改築、耐震補強工事への補助</p>
<p><b>介護基盤緊急整備等臨時特例基金</b>                      ○積立高 307,098千円                      ○H 2 5～3 0                      ○高齢者福祉課所管</p>	<p>○介護保険法に基づき高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が営めることができるための支援が柔軟かつ効率的に実施できるよう、その支援に要する経費に充てる。</p> <p><b>【地域包括ケア推進事業交付金】</b>                      市町村が地域の実情に応じた地域包括ケアシステム構築に資する事業を実施する場合に必要となる経費に対するメニュー方式による定額補助</p>
<p><b>安心こども基金</b>                      ○積立高 6,295,234千円                      ○H 2 0～2 7                      ○青少年家庭課所管</p>	<p>○子どもを安心して生み育てる環境を整備するため保育所の整備等を推進。                      ①保育所の開設・改築・大規模修繕費を助成</p>

# 人材育成等一覧

## 【各種事業】

事業名	事業主体	事業概要
福祉人材センター運営事業	島根県社会福祉協議会（委託）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目的 福祉現場を支える人材の確保・育成を図る。</li> <li>○ 事業概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料職業紹介、従事希望者への説明会・講習会、従事希望者確保のための調査研究</li> <li>・社会福祉従事者等研修の企画実施、福祉人材確保相談、福祉に関する広報啓発</li> </ul> </li> <li>○ 事業実施機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県福祉人材センター 松江市「いきいきプラザ島根」</li> <li>・島根県福祉人材センター石見分室 浜田市「いわみーる」</li> </ul> </li> </ul>
民間社会福祉施設退職手当共済事業給付費補助事業	独立行政法人福祉医療機構（補助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目的 社会福祉施設職員退職手当共済法に基づき、民間社会福祉施設職員の退職手当金の支給に要する費用を補助し、民間社会福祉事業の振興に寄与する。</li> <li>○ 補助（負担）の概要 退職手当所要額の1/3ずつを国、県、施設経営者がそれぞれ補助（負担）する。</li> </ul>
自治医科大学運営費負担金	学校法人自治医科大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ へき地医療を担う医師を養成する自治医科大学の運営費に対する負担金</li> </ul>
高等看護学院管理運営事業	医師会（委託）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護師養成施設である県立高等看護学院の管理運営 委託先：一般社団法人松江市医師会（松江高等看護学院） 公益社団法人益田市医師会（石見高等看護学院）</li> </ul>
高齢者大学校運営事業	島根県社会福祉協議会（補助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊富な経験を持つ高齢者が、さらに幅広い知識を習得し、生きがいをもって活動するとともに、新たな共助の仕組みづくりを支えるような人材の育成を図るため、継続的、計画的な学習を提供する。</li> <li>&lt;募集人員&gt; 東部校25名×4学科、 西部校20名×4学科</li> <li>&lt;入学資格&gt; 県内在住の原則満60歳以上の方</li> <li>&lt;修学期間&gt; 2年間</li> <li>&lt;学科等&gt; ○総合講座（全員共通） ○専門講座 ・社会文化科 ・園芸科 ・陶芸科 ・健康福祉科</li> <li>&lt;実施場所&gt; ○東部校：松江市「いきいきプラザ島根」 ○西部校：浜田市「いわみーる」</li> </ul>

# 人 材 育 成 等 一 覧

## 【 研 修 】

区分	研 修 名	目 的 等	対 象 者	実施主体
保健 医療	看護師等教育研修	○看護職員の資質の向上を図るため、各種研修を行う。	保健師、助産師、看護師、准看護師	公益社団法人島根県看護協会【委託】
	看護教員継続研修事業	○看護基礎教育を一層充実させるため、養成所の看護教員の資質・能力向上を図る。	県内看護師等学校養成所教員	島根県立大学看護学部【委託】
	地域保健専門職員研修	○市町村職員をはじめとする地域保健関係職員を対象に、保健所職員等が地域の実情に即した研修を行う。	市町村等地域保健関係者	保健所
	保健師及び難病拠点・協力病院等難病患者支援医療従事者研修	○難病患者支援従事者に対し研修会を実施し、適切な療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図る。	難病患者支援医療従事者	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根【委託】
	母子保健指導者研修	○乳幼児の健康と発育に関する正しい知識の普及により県民の不安解消と母子保健関係職員の適切な指導に向け資質向上を図る。	母子保健福祉医療関係従事者	健康推進課
	母子保健専門研修	○母子保健に関する専門職としての相談及び助言指導について、母子保健従事者の資質の向上を図る。	市町村及び保健所保健師等	健康推進課
	歯周疾患予防管理研修	○歯周疾患と全身疾患の関わりを理解し、関係者の資質向上を図る。	医師、歯科医師、歯科衛生士、市町村、保健所等	健康推進課 （（社）島根県歯科医師会【委託】）
	歯科保健従事者研修	○乳幼児期から学童期の歯科保健対策を推進するため、歯科保健従事者へ研修を行って資質向上を図るとともに、関係機関との連携を強化する。	歯科医師、歯科衛生士、保育所、幼稚園、小学校、中学校、市町村、保健所等	健康推進課 （（社）島根県歯科医師会【委託】）
	市町村栄養士等食育推進研修	○特に専門的な知識及び技術を必要とする栄養業務や、市町村栄養業務の推進にむけた教育研修を実施する等、市町村栄養改善業務の推進を図るため、栄養士が業務を効果的に実施することができるよう、専門職員として指導に関する知識及び技術を深め、資質の向上を図る。	保健所栄養士、市町村栄養士等	健康推進課
	新任保健師等研修	○保健福祉医療行政の担い手として意識を確立し、地域で活動を展開するための基礎的知識と技術を習得する。	採用後概ね3年以下の市町村及び保健所保健師等	健康推進課
	地域ケアシステム構築研修	○地域ケアシステム構築のための地域診断・計画策定・実施・評価のプロセスを実施し、システムの推進・進展を学ぶ。	市町村・保健所の保健師、栄養士で中堅的立場にある者	健康推進課
	プリセプター研修	○新任時期の保健師支援プログラム等を活用し、プリセプター及び指導者として現任教育ができる能力を育成する。	保健所及び市町村のプリセプター	健康推進課
公衆衛生看護管理等人材育成研修	○公衆衛生看護管理者に必要な理念と役割を理解し、人材育成の実態を把握し、人材育成体制の構築を学ぶ。	新任管理者、プレ管理者	健康推進課	

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
保健医療	保健師育成支援事業	○退職保健師が育成トレーナーになって、新人保健師の家庭訪問や健康相談等の現場指導を行う。	採用1年目の保健師	健康推進課
	調理師研修	○地域での食育推進のため、調理師者を対象として、食育推進の活動を広げるための研修を実施する。	調理師等調理業務に従事している者	島根県調理師会連合会【委託】
	食育サポーター等育成研修	○食育活動を推進するため、地域における食育活動に積極的な参加・協力が得られる人材(団体)の活動支援を図る。	食育推進を行っている地域のリーダー等	保健所
	マンモグラフィー読影医師等学習会	○読影医師及び撮影技師の学習会を実施し、県全体のマンモグラフィー読影の精度向上を図る。	県内医師・放射線技師等	健康推進課 島根県環境保健公社【委託】
	乳がん検診受診率向上講習会	○乳がん検診の普及推進を行い受診率向上を図ることを目的に、乳がんの自己検診の正しい手法や乳がん検診に関して情報提供する。	がん検診啓発サポーター・保健師・看護師等医療関係者等	同上
	中央研修派遣研修 (1) 業務別研修 (2) 職種別研修 (3) 地域保健全般	○専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得	保健師・栄養士等	国立保健医療科学院、厚生労働省等
	島根県予防接種担当者研修会	○県内における予防接種事業の推進にあたり、事故等を未然に防止し、安全かつ効果的な実施を図るため、予防接種業務担当者に基礎知識及び最新情報等について研修を行う。	市町村、保健所、保健環境科学研究所及び関係医療機関等の予防接種業務担当者	薬事衛生課
新規結核担当者研修	○結核対策を推進していくため、結核についての知識を習得するための研修を行う。	保健所新規結核担当者及び希望担当者	薬事衛生課	
保健衛生	食品衛生推進員研修	○食品衛生の向上を図り、県民の食生活の安全を確保するため、食品衛生法第61条の規定に基づき、島根県食品衛生推進員を委嘱している。推進員が県内の食品関係事業者からの相談に応じ、また、助言その他の活動を円滑に実施するため、推進員養成講習及び推進員実務講習を行う。	食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進することに熱意と識見を有する者で、社会的信望のある者	保健所
介護	介護職員初任者研修	○介護の業務に従事する者が、業務を遂行する上で最低限の知識、技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるよう研修を行う。	訪問介護事業に従事しようとする者等	県が指定する事業者
	認知症介護実践研修	○認知症高齢者に対する介護サービスの提供については、より高度な専門性が必要なことから、高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者に対する介護技術向上のための研修を実施する。	介護保険事業所の従事者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	認知症対応型サービス事業開設者研修	○認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を習得させることを目的とする。	指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
介護	認知症対応型サービス事業管理者研修	○指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者等	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	○指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者等	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	認知症介護指導者養成研修	○認知症高齢者介護に関する専門的な知識・技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術等を修得するための実務的研修を実施する。	医師、看護師、介護職員等	認知症介護研究・研修センター【委託】
	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	○病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施することにより、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。	医師、看護師等医療従事者	高齢者福祉課
	介護支援専門員実務研修	○介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	(社福)島根県社会福祉協議会 島根県介護支援専門員協会
	介護職員等による医療的ケアの実施のための指導者講習	○たんの吸引等の医療行為に従事する介護職員を養成するために実施する研修の講師及び指導者を養成することを目的とする。	医師、保健師、助産師、看護師	高齢者福祉課 障がい福祉課
	介護職員等による医療的ケアの実施のための介護職員向け研修	○平成24年度から所定の研修を終了した介護職員によるたんの吸引等の医療行為が実施できるようになったことから、適切な処理ができる介護職員の養成を目的とする。	たんの吸引等の医療行為に従事しようとする介護職員	高齢者福祉課 障がい福祉課 または委託
児童	児童厚生員等研修会	○児童の健全育成を図る地域拠点としての役割を担う児童館、放課後児童クラブの機能が十分発揮されるよう、児童厚生員等として求められる基礎的な専門知識と指導技術の習得に重点をおき、職員資質の向上を図る。	児童館職員、放課後児童クラブ従事者ほか	島根県児童館連絡協議会【委託】
	放課後子どもプラン指導員、ボランティア研修	○安全指導や安全管理、居場所やクラブですぐに提供できる具体的なあそびや学びのプログラム等の実践発表や演習を通じて資質の向上を図る。	放課後児童クラブ従事者、放課後子ども教室安全管理員、学習アドバイザー	青少年家庭課 社会教育課
	放課後児童支援員認定資格研修	○放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的とする。	放課後児童クラブに従事しようとする者	青少年家庭課

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
児童	子育て支援員研修	一時預かり等の事業や小規模保育、家庭的保育等のより家庭的な養育環境の整備を推進するため、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得することを目的とする。	子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者	青少年家庭課
	育児支援専門（保育所職員）研修	○子育てと就労の両立支援及び子育て相談等の育児支援を充実するため、特別保育事業等の従事者及び保育所中堅職員等に対して必要な専門知識や保育技術に関する専門研修を行い、保育所における保育サービスの水準の確保や質的な向上を図る。	保育所職員等	島根県福祉人材センター 【委託】
	保育の質の向上のための研修事業等	○保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士資格取得や再就職に必要な知識を習得する。	保育士として保育所への就職を希望する者等	青少年家庭課 島根県福祉人材センター (共催)
	中央研修派遣研修 ○児童相談所長研修 ○児童福祉司スーパーバイザー研修 ○児童心理司スーパーバイザー研修 ○中堅児童福祉司・児童心理司合同研修ほか	○児童相談所機能強化の推進及び専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得	児童相談所職員（児童福祉司・児童心理司等）	子どもの虹情報研修センター
	市町村職員等専門研修会 (児童福祉司任用資格認定講習会)	○児童福祉司資格認定のために定めた基準（児童福祉法施行規則第6条第6号の厚生労働大臣が定める講習会）に準拠した講習会を実施し、児童・家庭相談担当者の資質向上を図る。	市町村児童家庭相談担当職員、児童相談所職員、児童福祉施設職員等、要保護児童対策地域協議会の構成機関に所属する職員	青少年家庭課
	主任児童委員研修会	○児童虐待をはじめとした子どもを取り巻く問題について、地域住民の身近な相談窓口として支援活動を行い、児童の健全な育成環境整備を推進できるよう、主任児童委員の資質向上を図る。	主任児童委員	島根県民生児童委員協議会 【委託】
	子どもと家庭電話相談員研修	○児童や児童を養育する家庭に対する電話相談活動を適切に実施するために、相談員を対象に専門的知識・技術の向上を図る。	子どもと家庭電話相談室家庭支援電話相談員	青少年家庭課 中央児童相談所
	児童虐待対応職員資質向上研修 (児童相談所専門研修会)	○児童虐待に関する理解と知識の習得を推進し、適切な相談・対応及び支援が行えるよう質的な向上を図る。	児童相談所職員、市町村職員、児童福祉施設職員等、	中央児童相談所
	里親研修 (基礎研修・認定前研修・更新研修)	○改正児童福祉法により里親の新規登録や登録後5年毎の更新を行なう際に研修の受講が義務付けられ、厚生労働省令で定められた基準に準拠した研修会を実施し、里親の資質向上を図る。	里親登録者及び里親登録希望者	青少年家庭課 各児童相談所
女性	女性相談員・担当者専門研修	○女性相談業務に従事する女性相談員や相談担当者を対象に、専門的知識や技能の習得を推進し、女性相談業務の効果的な実施を図るとともに、女性相談員・担当者相互の緊密な連携を図る。	女性相談センター、同西部分室、児童相談所の女性相談員及び女性相談担当者、市町村の女性相談担当者及び相談員等	青少年家庭課 女性相談センター

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
児童女性	児童相談所・女性相談所等新任職員合同研修	○児童相談及び女性相談の業務について、基礎的な知識の習得を図る。	児童相談所職員、女性相談センター職員、市町村職員等	
母子福祉	母子・父子自立支援員等研修	○母子福祉行政を推進していく上で重要な役割を担う母子父子自立支援員及び母子父子寡婦福祉担当職員に対し、業務遂行に必要な研修を行い、その資質の向上を図るとともに、福祉事務所等における母子相談体制の充実を図り、もって母子家庭等に対する自立支援の一層の充実を図る。	母子父子自立支援員、母子父子寡婦福祉担当職員	青少年家庭課
障がい者福祉	相談支援従事者研修	○障がい者の地域生活を支援するため、個々の障がい者のニーズを把握し、サービスの利用調整等適切に対応できる相談支援従事者を養成する。	相談支援専門員及びサービス管理責任者になるようとする者並びに市町村相談支援担当者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	サービス管理責任者研修	○障害福祉サービス（日中活動系・居住系）の適切なサービス提供がなされるよう、各事業の実施に必要な知識・技能をもつサービス管理責任者を養成する。	障害福祉サービス事業のサービス管理責任者として従事しようとする者（現にサービス管理責任者として従事している者を含む）	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	児童発達支援管理責任者研修	○障がい児支援の適切なサービス提供がなされるよう、事業の実施に必要な知識・技能をもつ児童発達支援管理責任者を養成する。	児童発達支援管理責任者として従事しようとする者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	同行援護従事者養成研修	○視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する視覚障がい者（児）に対して、外出時において当該障がい者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等の外出時に必要な援助を行うことに関する一般的な知識及び技術を修得するための研修を行う。	同行援護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	重度訪問介護従事者養成研修	○重度の肢体不自由児（者）であって常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を修得するための研修を行う。	重度訪問介護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	全身性障害者移動支援従業者養成研修	○全身性の障がい者を有する者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を修得するための研修を行う。	ガイドヘルパーとして従事することを希望する者又は従事する者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	居宅介護従事者フォローアップ研修	○障がい児者に対するホームヘルプサービスについては、訪問介護としての側面のほか、障がいに関する知識や自立支援・社会参加の視点等を踏まえた障がい固有の対応が必要であることから、様々な障がい者のニーズに的確に対応できるホームヘルパーの確保を図るための専門研修を行う。	障害者ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者であって、居宅介護従事者養成研修又は訪問介護員従業者養成研修修了者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
障がい者福祉	地域生活移行・地域定着支援研修会	○医療と福祉の連携推進及び、関係職員のスキルアップ研修会を行う。	精神科医療機関 相談支援事業所 介護支援事業所 市町村 保健所等	障がい福祉課 保健所
	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	○自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある人に対して、様々な障がい福祉サービス事業所において適切に支援が行えるよう、支援者に基礎的な知識と技術に関する情報を提供することを目的に研修を行う。	障がい福祉サービス事業所等において、行動障害のある児者への支援に従事している者、あるいは予定のある者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）	○強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と同様の内容とし、同時に開催する。	障がい福祉サービス事業所等において、行動障害のある児者への支援に従事している者、あるいは予定のある者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	○基礎研修を修了し、一定程度の経験を重ねた者を対象とし、強度行動障害者の障害特性を考慮した支援計画の作成が可能な人材を養成することを目的とする。  *基礎研修と実践研修の両方を修了した者は、行動援護従業者養成研修を修了したものとみなす。	障がい福祉サービス事業所等において、行動障害のある児者への支援に従事している者、あるいは予定のある者	障がい福祉課
第三者評価	福祉サービス第三者評価調査者養成研修・継続研修	○福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、評価機関（知事が認証）において実施する第三者評価の評価調査者を養成するため、評価制度・評価方法等の研修を行う。 ・資格取得を目的とする「養成研修」 ・資格取得者の質の向上を目的とする「継続研修」	第三者評価機関の調査者の資格取得を希望する者、評価調査者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】



# 人 材 育 成 等 一 覧

## 【 修 学 資 金 】

事業名	目 的	対 象 者	貸与期間	貸 与 額	利子	返 還	貸与人数
介護福祉士等修学資金貸付事業	福祉・介護人材の確保が喫緊の課題となっていることから、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、県内定着を図る。 (実施主体：県社会福祉協議会)	卒業後県内の指定施設において介護福祉士等の業務に従事しようとする学資支弁が困難な学生で、次のいずれかに該当する者 ①県内の市町村に住民登録をしている者 ②県内の養成施設で修学する者	養成施設等に在学する期間	○生活保護世帯の者（準ずる者を含む。） 月額 5万円 入学準備金 20万円 就職準備金 20万円 生活費加算あり (額は居住地によって異なる) ○実務者研修養成施設へ修学し実務者研修を受講した後に介護福祉士として県内の社会福祉施設に従事する者 20万円 ○上記以外の者 ・月額5万円	無利子	卒業日から1年以内に、県内の指定施設において介護等の業務に引き続き5年間（過疎地域等は3年間）従事した場合などに返還を免除できる。	新規 80名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
看護学生 修学資金 貸与事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学を容易にし、県内における看護職員の確保を図る。	看護師養成施設等に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で看護職員の業務に従事する意志のある者	修学期間	保健師・助産師 ・看護師 月額 32,000円 (国公立) 月額 36,000円 (民間立) ・准看護師 月額 15,000円 (国公立) 月額 21,000円 (民間立) 大学院修士課程 (看護) 月額 83,000円 (国内) 月額 200,000円 (国外)	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 40名
看護職員 確保特別 資金貸与 事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学・就職活動を容易にし、県内における看護師の確保を図る。	県外の看護師養成施設(通信課程を除く。)の最終学年又は最終学年の一学年前の学年に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で看護師の業務に従事する意志のある者	1人1回	60万円	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き3年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 40名
助産師確 保特別資 金貸与事 業	資金を貸与することにより、助産専攻学生の修学・就職活動を容易にし、県内における助産師の確保を図る。	助産師養成施設の最終学年に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で助産師の業務に従事する意志のある者	1人1回	120万円	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 15名

事業名	目 的	対 象 者	貸与期間	貸 与 額	利子	返 還	貸与人数
医学生地域医療奨学金貸与事業	奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図る。	将来県内の医療機関で医師の業務に従事する意志のある者。貸与人数は、右記のとおり。	修学期間	月額 100,000円 入学金相当額 282,000円	年 10%	大学卒業後、貸与期間の2倍（※3倍）の期間内に、初期臨床研修を含み（※除き）、指定医療機関（県内の公的病院、地域医療拠点病院、臨床研修病院等）で貸与期間と同期間（うち半分は特定地域医療機関（県内過疎地域の公的病院・地域医療拠点病院等））勤務した場合、返還を免除できる。 ・27年度以降貸与を開始する者から適用 ・※の要件は26年度までに貸与を開始した者で26年度以降初期臨床研修を開始する者が選択可能	・島根大学医学部「地域枠推薦入試」による26年度入学者…10名 ・島根大学医学部「県内定着枠」による26年度入学者…7名 ・鳥取大学医学部「島根県地域枠入試」による26年度入学者…5名 ・自治医科大学を除く全国の大学医学部の26年度入学者…5名 合計 27名
緊急医師確保対策枠奨学金	奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図る。	将来県内の医療機関で医師の業務に従事する意志のある、緊急医師確保対策枠推薦入試により入学した者	修学期間	月額 100,000円 入学金相当額 282,000円 授業料相当額 535,800円	年 10%	大学卒業後、12年の間に、初期臨床研修を含む9年間指定医療機関（うち4年間は過疎地域の指定医療機関）で勤務した場合、返還を免除できる。	5名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
研修医研修支援資金（後期臨床研修医向け）	研修を支援するための資金を貸与することにより、県内における医師の確保及び充実を図る。	将来指定医療機関に勤務しようとする後期研修医	1回（平成26年度までに貸与を開始した場合上限2回）	3,000,000円/回	年10%	後期研修終了後、松江・出雲部の指定医療機関で貸与年数の1.5倍の期間を勤務した場合、または、過疎地域に所在する指定医療機関で貸与年数と同年数を勤務した場合、返還を免除できる。ただし、県外研修等がある場合は、その県外研修等期間を猶予期間とする。	5名
島根県獣医師修学資金貸与	獣医学生に修学資金を貸与することにより、県の機関における必要な獣医師の人材を確保する。	将来島根県の職員として獣医師の業務に従事しようとする獣医学生	修学期間（修業年限以内）	100,000円/月	年10%	県の職員として、引き続いて貸与期間の2分の3に相当する期間獣医師の業務に従事した場合、返還を免除できる。	新規 2名
保育士修学資金貸付事業	保育士の確保が喫緊の課題となっていることから、保育士資格取得を目指す学生の修学を容易にし県内における保育士の確保を図る。（実施主体：県社会福祉協議会）	卒業後県内の保育所等で勤務しようとする学資支弁が困難な学生で、次のいずれかに該当する者 ①県内の市町村に住民登録をしている者 ②県内の養成施設で修学する者	1年間	月額 5万円 入学準備金 20万円 就職準備金 20万円 <u>生活費加算あり</u> (生保世帯)	無利子	卒業日から1年以内に、県内の保育所等で引き続き5年間（過疎地域等は3年間）勤務した場合、返還を免除できる。	新規 30名

## 各 種 手 当 一 覧

手 当 名	目 的	概 要												
<b>児童手当</b> (児童手当法 §4)	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給対象                中学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等</li> <li>○手当月額               <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>①所得制限額未満である者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    3歳未満</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> </tr> <tr> <td>    3歳以上小学校修了前(第1子・2子)</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>    3歳以上小学校修了前(第3子以降)</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> </tr> <tr> <td>    中学生</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>②所得制限額以上である者</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> </table> </li> <li>○申請先：市町村窓口</li> <li>○費用負担                国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を2：1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7/15を事業主の負担。</li> </ul>	①所得制限額未満である者		3歳未満	15,000円	3歳以上小学校修了前(第1子・2子)	10,000円	3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円	中学生	10,000円	②所得制限額以上である者	5,000円
①所得制限額未満である者														
3歳未満	15,000円													
3歳以上小学校修了前(第1子・2子)	10,000円													
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円													
中学生	10,000円													
②所得制限額以上である者	5,000円													
<b>児童扶養手当</b> (児童扶養手当法 §4)	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給対象               <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳に達した日に属する年度終了まで(重度障がい児は20歳未満)で父母が婚姻を解消する等一定の要件に該当する児童                   <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>    児童1人の場合</td> <td>全部支給</td> <td style="text-align: right;">42,000円(H27.4~)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一部支給</td> <td style="text-align: right;">41,990円~9,910円(H27.4~)</td> </tr> </table> </li> <li>    児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目から1人当たり3,000円を加算した額</li> </ul> </li> <li>・前年の所得が限度額を超える場合は手当の一部又は全部の支給が停止される。</li> <li>○平成26年12月1日法改正施行により、児童扶養手当と公的年金との併給制限が見直された。</li> <li>○児童扶養手当を受給している父または母の手当額について、次の要件によりその手当額の1/2に相当する額の支給が停止される。ただし、適用除外要件に該当する場合を除く。                [手当額の1/2に相当する額の支給が停止される要件]・・・①②のいずれか早い月から               <ul style="list-style-type: none"> <li>①手当の受給を始めてから5年が経過したとき</li> <li>②受給要件該当後7年を経過したとき</li> </ul>               [手当額の1/2に相当する額の支給停止が適用されない要件]               <ul style="list-style-type: none"> <li>①受給資格者が就業、求職活動等を行っている場合</li> <li>②受給資格者が障がいを有する場合</li> <li>③認定請求時に3歳未満の児童を育てている場合で、その子が8歳に達するまでの間</li> <li>④養育者として受給している場合</li> <li>⑤受給資格者が負傷、疾病等により働くことができない場合</li> <li>⑥親族の介護等のため受給資格者が働くことができない場合</li> </ul> </li> <li>○申請先：市町村窓口</li> <li>○財源：国(1/3)、市町村(2/3)</li> </ul>	児童1人の場合	全部支給	42,000円(H27.4~)		一部支給	41,990円~9,910円(H27.4~)						
児童1人の場合	全部支給	42,000円(H27.4~)												
	一部支給	41,990円~9,910円(H27.4~)												
<b>特別障害者手当</b> (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 §26の2)	在宅の最重度の障がい者に対し、その障がいによる特別な負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給対象                精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者(所得制限あり)。26,620円/月</li> <li>○申請先：市町村窓口</li> <li>○財源：市町村認定分 国(3/4)、市町村(1/4)</li> </ul>												

手 当 名	目 的	概 要
<b>障害児福祉手当</b> (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 17)	在宅の重度障がい児に対し、その障がいによる特別な負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給対象 精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護をする在宅の20歳未満の者(所得制限あり)。14,480円/月</li> <li>○申請先：市町村窓口</li> <li>○財 源：市町村認定分 国(3/4)、市町村(1/4)</li> </ul>
<b>特別児童扶養手当</b> (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 3①)	障がい児の福祉の増進に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給対象 精神又は身体に障がいのある児童を監護する父若しくは母又は養育者(所得制限あり)。 1級 51,100円/月                      2級 34,030円/月</li> <li>○申請先：市町村窓口</li> <li>○財源：国(10/10)</li> </ul>
<b>心身障害者扶養共済制度</b> (島根県心身障害者扶養共済制度条例 § 5)	障がいのある方の生活の安定と福祉の増進に資する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度対象 知的障がい者、身体障がい者(1～3級の手帳所持者)、及び精神又は身体に永続的な障がいがある者で、将来、独立自活が困難であると認められる者の保護者(65歳未満)が2口まで加入でき、保護者が死亡した時等に、本人に対して年金1口あたり月額20,000円が支給される任意加入の制度。 また、加入期間1年以上で加入者が生存中に障がい者が死亡した場合、加入期間5年以上でこの制度を脱退した場合には、それぞれ加入期間に応じた一時金が支払われる。掛金は加入時の年齢に応じ1口月額9,300円～23,300円。 なお、20年以上継続し、かつ加入者が4月1日時点で満65歳である年度の加入応当日以後は掛金が免除。</li> <li>○申請先：県及び市町村の窓口</li> <li>○財源：加入者掛金及び国(1/2)、県(1/2) ※但し、掛金の減免分については、県(10/10)</li> </ul>

各種医療助成制度一覧

助成制度名	目的	概要																																									
<p>乳幼児等医療費助成制度</p>	<p>乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。</p>	<p>○助成内容                      下表の乳幼児等の医療費(社会保険各法の規定により保険給付の対象となる医療に係るもの)のうち、本人負担額から表の一部負担金(控除額の特例がある場合はその額)を控除した額を助成する。(ただし、他法他制度優先)</p> <table border="1" data-bbox="544 286 1206 501"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th colspan="2">本人一部負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①0歳から就学前の乳幼児の入通院</td> <td>総医療費の1割</td> <td>入院 2,000 円 通院 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>②就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等14疾患群にかかる入院</td> <td>総医療費の1割</td> <td>入院 15,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※②は所得制限有り(児童手当特例給付準拠)                      ※本人一部負担金の額は1医療機関あたりの月額上限額</p> <p>○助成方法                      表①については、原則現物給付。②については、償還払い方式(市町村へ申請)。</p> <p>○補助率: 県(1/2)、市町村(1/2)</p> <p>○実績</p> <table border="1" data-bbox="544 752 1206 1003"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受給者数</th> <th>県助成額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>39,569</td> <td>589,198</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>40,190</td> <td>497,397</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>39,580</td> <td>476,779</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>46,179</td> <td>550,816</td> <td>H22.12改正あり</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>39,672</td> <td>597,258</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>39,692</td> <td>564,668</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>38,932</td> <td>558,442</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象	本人一部負担金		①0歳から就学前の乳幼児の入通院	総医療費の1割	入院 2,000 円 通院 1,000 円	②就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等14疾患群にかかる入院	総医療費の1割	入院 15,000 円	年度	受給者数	県助成額	備考	H19	39,569	589,198		H20	40,190	497,397		H21	39,580	476,779		H22	46,179	550,816	H22.12改正あり	H23	39,672	597,258		H24	39,692	564,668		H25	38,932	558,442	
対象	本人一部負担金																																										
①0歳から就学前の乳幼児の入通院	総医療費の1割	入院 2,000 円 通院 1,000 円																																									
②就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等14疾患群にかかる入院	総医療費の1割	入院 15,000 円																																									
年度	受給者数	県助成額	備考																																								
H19	39,569	589,198																																									
H20	40,190	497,397																																									
H21	39,580	476,779																																									
H22	46,179	550,816	H22.12改正あり																																								
H23	39,672	597,258																																									
H24	39,692	564,668																																									
H25	38,932	558,442																																									
<p>結核児童の療育給付制度 (児童福祉法第20条)</p>	<p>骨関節結核その他の結核によって、長期に入院が必要な児童に対し、医療費の給付及び学習や療養生活に必要な物品の支給を行うことにより、児童の健全な育成を図る。</p>	<p>○支給対象                      骨関節結核及びその他の結核にかかっており入院が必要な18歳未満の児童</p> <p>○自己負担                      医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担され、世帯の所得に応じて自己負担あり</p> <p>○申請先: 各保健所</p> <p>○財源: 国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績: 近年、給付実績なし</p>																																									
<p>肝炎治療医療費助成事業 (肝炎治療特別促進事業実施要綱)</p>	<p>インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウィルスの感染防止を図る。</p>	<p>○対象医療                      C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの。</p> <p>○助成期間                      原則として同一患者につき1年以内で治療予定期間に即した期間とするが、最長8か月まで延長できる場合がある。また、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続が必要と認める場合、更新を認める。</p> <p>○自己負担額                      患者の1か月の自己負担額(3割及び高額療養費支給後等)が、次表の階層区分による自己負担額を超えた額を、県から保険医療機関等へ交付</p> <table border="1" data-bbox="544 1659 1417 1812"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>世帯の市町村民税(所得割)課税年額</th> <th>自己負担限度額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲</td> <td>235千円以上</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>235千円未満</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「世帯」とは、住民票の世帯を原則とするが、例外措置がある。</p> <p>○申請先: 各保健所</p> <p>○財源: 国(1/2)、県(1/2)</p>	階層区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)	甲	235千円以上	20,000 円	乙	235千円未満	10,000 円																																
階層区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)																																									
甲	235千円以上	20,000 円																																									
乙	235千円未満	10,000 円																																									

助成制度名	目的	概要																																																																																																																																
障がい児療養支援制度 (障がい児療養支援事業実施要綱)	心臓疾患等、県内の医療機関では治療が困難でやむを得ず県外の医療機関に長期にわたり入院する身体に障がいのある児童を有する家庭の経済的負担の軽減を図る。	<p>&lt;交通費助成&gt;</p> <p>○助成対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療受給者証(育成医療)の交付を受けている児童の保護者</li> <li>・育成医療の対象となる障がいの治療のために入院する医療機関が居住地に応じて定める起点から120kmを超えること</li> </ul> <p>○助成回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証の有効期間内に原則1回</li> <li>・上記に加えて、手術に伴う術前・術後の検査に各1回</li> </ul> <p>○助成金額(単位:千円)</p> <p>(1)入院(2日以上)の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">起点</th> <th colspan="4">中国</th> <th rowspan="2">四国</th> <th rowspan="2">九州</th> <th rowspan="2">近畿</th> <th rowspan="2">中部</th> <th rowspan="2">関東</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>岡山</th> <th>広島</th> <th>山口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>松江市</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>浜田市</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>隠岐</td> <td>隠岐の島町</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>110</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)入院(1日)又は通院の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">起点</th> <th colspan="4">中国</th> <th rowspan="2">四国</th> <th rowspan="2">九州</th> <th rowspan="2">近畿</th> <th rowspan="2">中部</th> <th rowspan="2">関東</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>岡山</th> <th>広島</th> <th>山口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>松江市</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>浜田市</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>隠岐</td> <td>隠岐の島町</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受診する県外医療機関の所在地により金額を決定</p> <p>○申請先: 鳥根県心身障害児(者)親の会連合会</p> <p>○財源: 県(10/10)</p> <p>○実績(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>76</td> <td>75</td> <td>114</td> <td>118</td> <td>111</td> <td>114</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;滞在資金貸付&gt;</p> <p>○貸付対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療受給者証(育成医療)の交付を受けている児童の保護者</li> <li>・育成医療の対象となる障がいの治療のために入院する医療機関が居住地に応じて定める起点から120kmを超えること</li> <li>・児童の入院が連続して10日以上となること</li> </ul> <p>○貸付条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象となる経費 入院の準備経費、付添者の滞在経費</li> <li>・貸付金の限度額 入院期間が1ヶ月未満の場合…30万円 入院期間が1ヶ月以上の場合…50万円</li> <li>・据置期間: 退院後1年以内</li> <li>・償還期間: 5年以内</li> <li>・貸付利子: 無利子</li> </ul> <p>○申請先: 鳥根県社会福祉協議会</p> <p>○財源: 県(10/10)</p> <p>○実績(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	起点	中国				四国	九州	近畿	中部	関東	鳥取	岡山	広島	山口	東部	松江市	—	30	20	40	70	60	60	90	180	西部	浜田市	30	50	—	30	40	50	80	100	130	隠岐	隠岐の島町	—	50	40	70	90	90	80	110	190	区分	起点	中国				四国	九州	近畿	中部	関東	鳥取	岡山	広島	山口	東部	松江市	—	20	10	30	50	40	40	60	120	西部	浜田市	20	30	—	20	20	30	50	60	80	隠岐	隠岐の島町	—	30	30	40	60	60	50	70	130	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	助成件数	76	75	114	118	111	114	72	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	貸付件数	6	2	2	1	3	4	2
区分	起点	中国				四国	九州	近畿						中部	関東																																																																																																																			
		鳥取	岡山	広島	山口																																																																																																																													
東部	松江市	—	30	20	40	70	60	60	90	180																																																																																																																								
西部	浜田市	30	50	—	30	40	50	80	100	130																																																																																																																								
隠岐	隠岐の島町	—	50	40	70	90	90	80	110	190																																																																																																																								
区分	起点	中国				四国	九州	近畿	中部	関東																																																																																																																								
		鳥取	岡山	広島	山口																																																																																																																													
東部	松江市	—	20	10	30	50	40	40	60	120																																																																																																																								
西部	浜田市	20	30	—	20	20	30	50	60	80																																																																																																																								
隠岐	隠岐の島町	—	30	30	40	60	60	50	70	130																																																																																																																								
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																																																											
助成件数	76	75	114	118	111	114	72																																																																																																																											
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																																																											
貸付件数	6	2	2	1	3	4	2																																																																																																																											



助成制度名	目的	概要																																											
特定疾患治療研究事業 (平成27年1月1日改正) (特定疾患治療研究事業実施要領)	難病法の施行前に特定疾患治療研究事業の対象とされていた疾患のうち、指定難病以外の疾患について、当該患者の医療費の負担を軽減する。	<p>○対象者</p> <p>対象疾患(スモン、プリオン病のうちヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)に罹患している県内に住所を有する者。            また、難治性の肝炎のうち劇症肝炎及び重症急性膵炎については、平成26年12月31日現在で当該疾患に罹患し、その後も継続して認定基準を満たしている者、重症多形滲出性紅斑(急性期)にあつては、平成26年7月1日から同年12月31日までに当該疾患に罹患し、その有効期限の範囲内に限る。</p> <p>○事業内容</p> <p>医療費等のうち医療保険各法の給付を除いた額を公費負担する。</p> <p>○申請先:各保健所</p> <p>○対象者数:28人(平成27年3月末現在)</p> <p>○財源:国(1/2)、県(1/2) ※ただし、スモンは国(10/10)</p> <p>○実績(制度改正前)</p> <table border="1" data-bbox="544 533 1136 898"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公費負担額</th> <th>受給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H18</td><td>613,470,206 円</td><td>4,250 人</td></tr> <tr><td>H19</td><td>675,933,964 円</td><td>4,479 人</td></tr> <tr><td>H20</td><td>730,051,609 円</td><td>4,702 人</td></tr> <tr><td>H21</td><td>768,396,434 円</td><td>4,876 人</td></tr> <tr><td>H22</td><td>781,644,043 円</td><td>5,088 人</td></tr> <tr><td>H23</td><td>824,522,866 円</td><td>5,096 人</td></tr> <tr><td>H24</td><td>867,871,076 円</td><td>5,332 人</td></tr> <tr><td>H25</td><td>929,270,098 円</td><td>5,762 人</td></tr> </tbody> </table>	年度	公費負担額	受給者数	H18	613,470,206 円	4,250 人	H19	675,933,964 円	4,479 人	H20	730,051,609 円	4,702 人	H21	768,396,434 円	4,876 人	H22	781,644,043 円	5,088 人	H23	824,522,866 円	5,096 人	H24	867,871,076 円	5,332 人	H25	929,270,098 円	5,762 人																
年度	公費負担額	受給者数																																											
H18	613,470,206 円	4,250 人																																											
H19	675,933,964 円	4,479 人																																											
H20	730,051,609 円	4,702 人																																											
H21	768,396,434 円	4,876 人																																											
H22	781,644,043 円	5,088 人																																											
H23	824,522,866 円	5,096 人																																											
H24	867,871,076 円	5,332 人																																											
H25	929,270,098 円	5,762 人																																											
特定医療費(指定難病)支給事業 (平成27年1月1日施行) (難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項)	発病の機構が明らかでなく、かつ治療法が確立していない希少な疾病であつて、当該疾患にかかることにより、長期にわたり療養が必要な者に対する医療費の負担軽減を図る。	<p>○対象者</p> <p>指定難病に罹患している県内に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者。            ①その病状が、厚生労働大臣が定める程度である者。            ②支給認定の申請があつた月以前の12月以内に、医療費総額が33,330円を超える月が既に3か月以上ある者。            ③平成29年12月31日までの間においては、平成26年12月31日において特定疾患治療研究事業による医療給付を受けていた者で、その疾患の程度が特定疾患治療研究事業の対象疾患ごとの認定基準に該当するもの。</p> <p>○事業内容</p> <p>患者の自己負担額は、医療費の2割(介護保険制度等は1割)とする。            ただし、下表の自己負担上限額と医療費の2割(1割)を比較して、自己負担上限額を超える場合は、自己負担上限額までが患者の自己負担額となる。</p> <table border="1" data-bbox="544 1294 1487 1697"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">階 層 区 分</th> <th colspan="3">自己負担上限額</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>重症等</th> <th>人工呼吸器等装着者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>生活保護受給者</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>(※1) 低所得Ⅰ:収入等 市町村住民税非課税世帯 ~ 800,000円</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>低所得Ⅱ:収入等 300,001円 ~</td> <td>5,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>一般所得Ⅰ:市町村住民税所得割額 0円 ~ 70,999円</td> <td>10,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>一般所得Ⅱ:市町村住民税所得割額 71,000円 ~ 250,999円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>VI</td> <td>上位所得:市町村住民税所得割額 251,000円 ~</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">入院時の食費</td> <td colspan="3">全額自己負担</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一世帯内に2人以上の難病患者又は小児慢性特定疾病患者がいる場合は、世帯内で最も自己負担の大きい者の額を按分して算出する</p> <p>○申請先:各保健所</p> <p>○対象者数:5,836人(平成27年3月末現在)</p> <p>○財源:国(1/2)、県(1/2)</p>	階 層 区 分		自己負担上限額			一般	重症等	人工呼吸器等装着者	I	生活保護受給者	0円	0円	0円	II	(※1) 低所得Ⅰ:収入等 市町村住民税非課税世帯 ~ 800,000円	2,500円	2,500円	1,000円	III	低所得Ⅱ:収入等 300,001円 ~	5,000円	5,000円	1,000円	IV	一般所得Ⅰ:市町村住民税所得割額 0円 ~ 70,999円	10,000円	5,000円	1,000円	V	一般所得Ⅱ:市町村住民税所得割額 71,000円 ~ 250,999円	20,000円	10,000円	1,000円	VI	上位所得:市町村住民税所得割額 251,000円 ~	30,000円	20,000円	1,000円	入院時の食費		全額自己負担		
階 層 区 分		自己負担上限額																																											
		一般	重症等	人工呼吸器等装着者																																									
I	生活保護受給者	0円	0円	0円																																									
II	(※1) 低所得Ⅰ:収入等 市町村住民税非課税世帯 ~ 800,000円	2,500円	2,500円	1,000円																																									
III	低所得Ⅱ:収入等 300,001円 ~	5,000円	5,000円	1,000円																																									
IV	一般所得Ⅰ:市町村住民税所得割額 0円 ~ 70,999円	10,000円	5,000円	1,000円																																									
V	一般所得Ⅱ:市町村住民税所得割額 71,000円 ~ 250,999円	20,000円	10,000円	1,000円																																									
VI	上位所得:市町村住民税所得割額 251,000円 ~	30,000円	20,000円	1,000円																																									
入院時の食費		全額自己負担																																											

助成制度名	目的	概要																																																																															
小児慢性特定疾病医療支援  (児童福祉法第19条の2)	小児の慢性疾病のうち、白血病、血友病、慢性心疾患など特定の疾病について医療の確立と普及を図ること及び患者家族の負担軽減を目的とする。	<p>○対象者 対象疾病に罹患している県内に住所を有する18歳未満の児童(18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には20歳到達までの者を含む。)</p> <p>○事業内容 医療費等のうち医療保険各法の給付を除いた額から下表に定める自己負担額(医療費等の2割相当額を超えるときは、2割相当額)を除いた額を公費負担する。</p> <table border="1" data-bbox="544 309 1485 857"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">階 層 区 分</th> <th colspan="3">自己負担上限額</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>重症等</th> <th>人工呼吸器等装着者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>生活保護受給者</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>(※1) 低所得Ⅰ：収入等 ～ 800,000円</td> <td>1,250円</td> <td>1,250円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>市町村民税非課税世帯 低所得Ⅱ：収入等 800,001円～</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>一般所得Ⅰ：市町村民税所得割額 0円～70,999円</td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>一般所得Ⅱ：市町村民税所得割額 71,000円～250,999円</td> <td>10,000円</td> <td>5,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>VI</td> <td>上位所得：市町村民税所得割額 251,000円～</td> <td>15,000円</td> <td>10,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">入院時の食費</td> <td colspan="3">1/2自己負担</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一世帯内に2人以上の小慢児童または難病患者がいる場合は、世帯内で最も自己負担の大きい者の額を按分して算出する ※血友病患者は自己負担なし</p> <p>○申請先：各保健所(松江市在住者は松江市役所)</p> <p>○対象者数：680人(H25.3月末現在)</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績</p> <table border="1" data-bbox="544 1115 1417 1485"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公費負担額</th> <th>受給者数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>139,784,121円</td> <td>674人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>138,773,687円</td> <td>667人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>140,414,574円</td> <td>662人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>154,682,560円</td> <td>637人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>131,789,528円</td> <td>643人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>129,266,761円</td> <td>648人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>128,314,315円</td> <td>664人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>133,284,540円</td> <td>680人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	階 層 区 分		自己負担上限額			一般	重症等	人工呼吸器等装着者	I	生活保護受給者	0円	0円	0円	II	(※1) 低所得Ⅰ：収入等 ～ 800,000円	1,250円	1,250円	500円	III	市町村民税非課税世帯 低所得Ⅱ：収入等 800,001円～	2,500円	2,500円	500円	IV	一般所得Ⅰ：市町村民税所得割額 0円～70,999円	5,000円	2,500円	500円	V	一般所得Ⅱ：市町村民税所得割額 71,000円～250,999円	10,000円	5,000円	500円	VI	上位所得：市町村民税所得割額 251,000円～	15,000円	10,000円	500円	入院時の食費		1/2自己負担			年度	公費負担額	受給者数	備考	H18	139,784,121円	674人		H19	138,773,687円	667人		H20	140,414,574円	662人		H21	154,682,560円	637人		H22	131,789,528円	643人		H23	129,266,761円	648人		H24	128,314,315円	664人		H25	133,284,540円	680人	
階 層 区 分		自己負担上限額																																																																															
		一般	重症等	人工呼吸器等装着者																																																																													
I	生活保護受給者	0円	0円	0円																																																																													
II	(※1) 低所得Ⅰ：収入等 ～ 800,000円	1,250円	1,250円	500円																																																																													
III	市町村民税非課税世帯 低所得Ⅱ：収入等 800,001円～	2,500円	2,500円	500円																																																																													
IV	一般所得Ⅰ：市町村民税所得割額 0円～70,999円	5,000円	2,500円	500円																																																																													
V	一般所得Ⅱ：市町村民税所得割額 71,000円～250,999円	10,000円	5,000円	500円																																																																													
VI	上位所得：市町村民税所得割額 251,000円～	15,000円	10,000円	500円																																																																													
入院時の食費		1/2自己負担																																																																															
年度	公費負担額	受給者数	備考																																																																														
H18	139,784,121円	674人																																																																															
H19	138,773,687円	667人																																																																															
H20	140,414,574円	662人																																																																															
H21	154,682,560円	637人																																																																															
H22	131,789,528円	643人																																																																															
H23	129,266,761円	648人																																																																															
H24	128,314,315円	664人																																																																															
H25	133,284,540円	680人																																																																															
特定不妊治療費助成事業  (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」)	体外受精や顕微授精の特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。	<p>○支給対象 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦</p> <p>○助成内容 1回あたり15万円(治療内容によっては上限7万5千円、1年度目は年度内3回まで、2年度目以降は年度内2回まで、通算5年(ただし、通算10回まで)、所得制限あり(夫婦の所得730万円未満)</p> <p>○申請先：各保健所</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績： 平成19年度…310組;358件(35,117千円) 平成20年度…267組;412件(39,960千円) 平成21年度…340組;562件(75,357千円) 平成22年度…361組;559件(78,550千円) 平成23年度…424組;732件(104,365千円) 平成24年度…453組;799件(114,933千円) 平成25年度…499組;862件(105,064千円)</p>																																																																															

助成制度名	目的	概要																																																																																																																					
原爆各種手当 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～第28条、第31条)	原子爆弾の放射線の原因とする後遺症等により生活上や健康上特別な状態にある被爆者の、生活の安定、健康の保持・増進、福祉の向上を図る。	○手当内容(H27年4月1日現在)																																																																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手当種別</th> <th>支給対象</th> <th>手当額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療特別手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人(認定被爆者)</td> <td>138,380 円</td> </tr> <tr> <td>特別手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人</td> <td>51,100 円</td> </tr> <tr> <td>原子爆弾小頭症手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人</td> <td>47,630 円</td> </tr> <tr> <td>健康管理手当</td> <td>高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人</td> <td>34,030 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当</td> <td>爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人</td> <td>17,070 円</td> </tr> <tr> <td>上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(ケロト)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者</td> <td>34,030 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護手当</td> <td>【費用介護】 原子爆弾の放射線の原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害</td> <td>           重度:上限 104,570 円             中度:上限 69,710 円         </td> </tr> <tr> <td>【家族介護】 原子爆弾の放射線の原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人</td> <td>21,720 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手当種別	支給対象	手当額(月額)	医療特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人(認定被爆者)	138,380 円	特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	51,100 円	原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人	47,630 円	健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	34,030 円	保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	17,070 円	上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(ケロト)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	34,030 円	介護手当	【費用介護】 原子爆弾の放射線の原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害	重度:上限 104,570 円  中度:上限 69,710 円	【家族介護】 原子爆弾の放射線の原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人	21,720 円																																																																																												
		手当種別	支給対象	手当額(月額)																																																																																																																			
		医療特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人(認定被爆者)	138,380 円																																																																																																																			
		特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	51,100 円																																																																																																																			
		原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人	47,630 円																																																																																																																			
		健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	34,030 円																																																																																																																			
		保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	17,070 円																																																																																																																			
			上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(ケロト)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	34,030 円																																																																																																																			
		介護手当	【費用介護】 原子爆弾の放射線の原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害	重度:上限 104,570 円  中度:上限 69,710 円																																																																																																																			
			【家族介護】 原子爆弾の放射線の原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人	21,720 円																																																																																																																			
○申請先:各保健所																																																																																																																							
○財源:介護手当:国(8/10)、県(2/10) その他手当…国(10/10)																																																																																																																							
○被爆者数(単位:人)																																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>1,586</td> <td>1,505</td> <td>1,405</td> <td>1,318</td> <td>1,236</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H22	H23	H24	H25	H26	人数	1,586	1,505	1,405	1,318	1,236																																																																																																										
年度	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																		
人数	1,586	1,505	1,405	1,318	1,236																																																																																																																		
	※年度末現在(H26においてはH27.2末現在)																																																																																																																						
○実績																																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>単位</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療特別手当</td> <td>件</td> <td>254</td> <td>350</td> <td>198</td> <td>253</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>32,237</td> <td>44,225</td> <td>27,024</td> <td>50,638</td> <td>39,953</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別手当</td> <td>件</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>39</td> <td>48</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>1,218</td> <td>809</td> <td>1,966</td> <td>2,411</td> <td>2,395</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康管理手当</td> <td>件</td> <td>18,063</td> <td>16,864</td> <td>15,900</td> <td>14,724</td> <td>13,698</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>610,513</td> <td>567,811</td> <td>532,321</td> <td>492,686</td> <td>455,285</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当(低額)</td> <td>件</td> <td>320</td> <td>309</td> <td>286</td> <td>262</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>5,424</td> <td>5,216</td> <td>4,814</td> <td>4,396</td> <td>3,951</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当(高額)</td> <td>件</td> <td>93</td> <td>84</td> <td>81</td> <td>72</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>3,143</td> <td>2,829</td> <td>2,720</td> <td>2,408</td> <td>2,393</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用介護(重度)</td> <td>件</td> <td>45</td> <td>44</td> <td>47</td> <td>53</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>2,529</td> <td>2,727</td> <td>2,733</td> <td>2,448</td> <td>1,540</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用介護(中度)</td> <td>件</td> <td>48</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>18</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>2,017</td> <td>1,764</td> <td>1,697</td> <td>391</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家族介護</td> <td>件</td> <td>93</td> <td>87</td> <td>93</td> <td>101</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>2,006</td> <td>1,871</td> <td>1,993</td> <td>2,155</td> <td>1,867</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	単位	H22	H23	H24	H25	H26	医療特別手当	件	254	350	198	253	257	千円	32,237	44,225	27,024	50,638	39,953	特別手当	件	24	16	39	48	48	千円	1,218	809	1,966	2,411	2,395	健康管理手当	件	18,063	16,864	15,900	14,724	13,698	千円	610,513	567,811	532,321	492,686	455,285	保健手当(低額)	件	320	309	286	262	237	千円	5,424	5,216	4,814	4,396	3,951	保健手当(高額)	件	93	84	81	72	72	千円	3,143	2,829	2,720	2,408	2,393	費用介護(重度)	件	45	44	47	53	40	千円	2,529	2,727	2,733	2,448	1,540	費用介護(中度)	件	48	46	47	18	12	千円	2,017	1,764	1,697	391	35	家族介護	件	93	87	93	101	88	千円	2,006	1,871	1,993	2,155	1,867	備考						
年度	単位	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																	
医療特別手当	件	254	350	198	253	257																																																																																																																	
	千円	32,237	44,225	27,024	50,638	39,953																																																																																																																	
特別手当	件	24	16	39	48	48																																																																																																																	
	千円	1,218	809	1,966	2,411	2,395																																																																																																																	
健康管理手当	件	18,063	16,864	15,900	14,724	13,698																																																																																																																	
	千円	610,513	567,811	532,321	492,686	455,285																																																																																																																	
保健手当(低額)	件	320	309	286	262	237																																																																																																																	
	千円	5,424	5,216	4,814	4,396	3,951																																																																																																																	
保健手当(高額)	件	93	84	81	72	72																																																																																																																	
	千円	3,143	2,829	2,720	2,408	2,393																																																																																																																	
費用介護(重度)	件	45	44	47	53	40																																																																																																																	
	千円	2,529	2,727	2,733	2,448	1,540																																																																																																																	
費用介護(中度)	件	48	46	47	18	12																																																																																																																	
	千円	2,017	1,764	1,697	391	35																																																																																																																	
家族介護	件	93	87	93	101	88																																																																																																																	
	千円	2,006	1,871	1,993	2,155	1,867																																																																																																																	
備考																																																																																																																							
	※県内に原子爆弾小頭症手当の該当者なし																																																																																																																						

助成制度名	目的	概要																																													
妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業  (妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱)	早期に適正な療養を受けることを容易にし、症状の重症化を防ぐことにより、妊産婦の死亡、後障害等を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生の防止を図ることを目的とする。	<p>○対象者 対象疾患に罹患している妊産婦であって母体又は胎児の保護のため医療機関へ入院して必要な医療を受けた者であり、かつ、入院期間が7日以上のもので、前年分の所得税課税額の年額15,001円以上の世帯に属する者及び児童福祉法第22条の規定による助産施設への入所措置を受けた者を除く者。</p> <p>○事業内容 対象疾患に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、下表に定める額により算定した額を21日を限度として支給する。</p> <table border="1" data-bbox="544 342 1417 645"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基準額 (円)</th> <th rowspan="2">加算基準額 (円)</th> <th colspan="2">特別加算額(円)</th> </tr> <tr> <th>開腹</th> <th>分娩誘発その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>9,100</td> <td>1,300</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,300</td> <td>1,000</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>6,400</td> <td>900</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>所得税年額15,001円以下の世帯</td> <td>5,500</td> <td>800</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加算基準額…入院期間が7日を超えた場合の1日当たりの加算額 ※特別加算額…入院中に手術療法等を受けた場合の加算額</p> <p>○申請先:各保健所 ○財源:県10/10 ○実績:H18、19、20、21、23、24、25は実績なし H22は1件(21,300円)</p>		基準額 (円)	加算基準額 (円)	特別加算額(円)		開腹	分娩誘発その他	生活保護法による被保護世帯	9,100	1,300	8,700	3,000	市町村民税非課税世帯	7,300	1,000	8,700	3,000	所得税非課税世帯	6,400	900	8,700	3,000	所得税年額15,001円以下の世帯	5,500	800	8,700	3,000																		
	基準額 (円)	加算基準額 (円)				特別加算額(円)																																									
			開腹	分娩誘発その他																																											
生活保護法による被保護世帯	9,100	1,300	8,700	3,000																																											
市町村民税非課税世帯	7,300	1,000	8,700	3,000																																											
所得税非課税世帯	6,400	900	8,700	3,000																																											
所得税年額15,001円以下の世帯	5,500	800	8,700	3,000																																											
国民健康保険調整交付金  (国民健康保険法第72条の2)	市町村が行う国民健康保険の財政について、地域実情に応じた国保財政安定化への取り組みを促進するとともに、特殊な事情に応じたきめ細かな財政調整をする。	<p>○交付内容 県内市町村の国民健康保険に係る療養の給付等にかかる経費の9%を交付総額として、その6/9を普通調整交付金、3/9を特別調整交付金として交付する。 ・普通調整交付金(定率交付分) 国が負担する療養給付費負担金と同様に、療養の給付費の実績に対して定率で交付する。</p> <p>・特別調整交付金 各市町村の国保財政に影響を与える特別な事情に応じて交付する。</p> <p>◆医療費適正化: レセプト点検による財政効果の伸びに対して交付 ◆収納率の向上: 収納率向上実績に対して交付 ◆保健事業: 国の交付対象外の保健事業に対して交付、保健事業に多額の経費を要した場合に交付、特定検診の受診率向上実績に対し交付 ◆その他特別事情: 高額医療費共同事業等にかかる拠出金と、共同事業等に係る交付金との差額が交付金の1%を超える場合に交付</p> <p>○実績(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="544 1429 1206 1807"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付額</th> <th>うち普通</th> <th>うち特別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>2,687,548</td> <td>2,431,152</td> <td>256,396</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>2,480,837</td> <td>2,168,532</td> <td>312,305</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>2,519,854</td> <td>2,293,047</td> <td>226,807</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>2,544,886</td> <td>2,343,881</td> <td>201,005</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>2,423,706</td> <td>2,204,031</td> <td>219,675</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>3,063,442</td> <td>2,088,533</td> <td>974,909</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>3,167,666</td> <td>2,175,810</td> <td>991,856</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>3,145,829</td> <td>2,144,373</td> <td>1,001,456</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	交付額	うち普通	うち特別	備考	H19	2,687,548	2,431,152	256,396		H20	2,480,837	2,168,532	312,305		H21	2,519,854	2,293,047	226,807		H22	2,544,886	2,343,881	201,005		H23	2,423,706	2,204,031	219,675		H24	3,063,442	2,088,533	974,909		H25	3,167,666	2,175,810	991,856		H26	3,145,829	2,144,373	1,001,456	
年度	交付額	うち普通	うち特別	備考																																											
H19	2,687,548	2,431,152	256,396																																												
H20	2,480,837	2,168,532	312,305																																												
H21	2,519,854	2,293,047	226,807																																												
H22	2,544,886	2,343,881	201,005																																												
H23	2,423,706	2,204,031	219,675																																												
H24	3,063,442	2,088,533	974,909																																												
H25	3,167,666	2,175,810	991,856																																												
H26	3,145,829	2,144,373	1,001,456																																												

助成制度名	目的	概要																																				
国民健康保険保険 基金盤安定負担 金 (国民健康保険法 第72条の3の2、 第72条の4)	国保の保険料(税) 軽減分等の助成を することにより、国 保財政の安定化と 保険料(税)負担の 適正化を図る。	○助成内容 ①保険料(税)軽減分 低所得者の保険料(税)軽減の財政負担を助成する。 ②保険者支援分 低所得者を多く抱える保険者(市町村)を支援するため助成する。 ○補助率 ①県(3/4)、市町村(1/4) ②国(1/2)、県(1/4)、市町村(1/4) ○実績(単位:千円) <table border="1" data-bbox="544 450 1066 819"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>①軽減分</th> <th>②支援分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>1,879,209</td><td>142,268</td><td></td></tr> <tr><td>H20</td><td>1,250,976</td><td>92,533</td><td></td></tr> <tr><td>H21</td><td>1,300,753</td><td>99,251</td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td>1,432,789</td><td>102,606</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>1,460,572</td><td>108,520</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>1,444,134</td><td>106,475</td><td></td></tr> <tr><td>H25</td><td>1,441,615</td><td>106,663</td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>1,741,652</td><td>125,677</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度	①軽減分	②支援分	備考	H19	1,879,209	142,268		H20	1,250,976	92,533		H21	1,300,753	99,251		H22	1,432,789	102,606		H23	1,460,572	108,520		H24	1,444,134	106,475		H25	1,441,615	106,663		H26	1,741,652	125,677	
年度	①軽減分	②支援分	備考																																			
H19	1,879,209	142,268																																				
H20	1,250,976	92,533																																				
H21	1,300,753	99,251																																				
H22	1,432,789	102,606																																				
H23	1,460,572	108,520																																				
H24	1,444,134	106,475																																				
H25	1,441,615	106,663																																				
H26	1,741,652	125,677																																				
国民健康保険高額 医療費共同事業 (国民健康保険法 第81条の2)	高額医療費の一部 を負担することによ り、国保財政の安定 化を図る。	○助成内容 保険者(市町村)が負担する高額医療費拠出金の一部(80万円を超える高額医療費)を負担する。 ○補助率 国(1/4)、県(1/4) ○実績(単位:千円) <table border="1" data-bbox="544 1043 995 1386"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>278,447</td><td></td></tr> <tr><td>H20</td><td>285,176</td><td></td></tr> <tr><td>H21</td><td>309,736</td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td>349,205</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>381,456</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>379,279</td><td></td></tr> <tr><td>H25</td><td>388,038</td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>403,716</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度	県負担額	備考	H19	278,447		H20	285,176		H21	309,736		H22	349,205		H23	381,456		H24	379,279		H25	388,038		H26	403,716										
年度	県負担額	備考																																				
H19	278,447																																					
H20	285,176																																					
H21	309,736																																					
H22	349,205																																					
H23	381,456																																					
H24	379,279																																					
H25	388,038																																					
H26	403,716																																					

助成制度名	目的	概要														
福祉医療費助成制度	福祉医療費助成対象者(重度心身障害がい及びひとり親家庭)に対して、医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、これらの対象者の福祉の増進を図る。	○対象者														
		対象者	要件	所得制限												
		重度知的障がい者	療育手帳A所持者	特別障害者手当の所得制限を準用												
		重度身体障がい者	身障手帳1～2級所持者													
		重度精神障がい者	精神手帳1級													
		寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者													
		重複重度障がい者	身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下 精神手帳2級所持者でかつ身障手帳3～4級所持者 精神手帳2級所持者でかつIQ50以下													
		ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童	所得税非課税世帯												
		○助成する医療費の範囲														
		社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたとき、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者が負担することとなる費用(入院時の食事療養費に係る標準負担額を除く。)から医療費の1割(次表の限度額を超える場合は、次表の額)を控除した額。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 757 927 795" rowspan="2">自己負担限度額</th> <th colspan="2" data-bbox="927 757 1206 795">控除額(円)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="927 795 1066 833">入院</th> <th data-bbox="1066 795 1206 833">入院外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 833 927 873">一般</td> <td data-bbox="927 833 1066 873">20,000</td> <td data-bbox="1066 833 1206 873">6,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 873 927 936">市町村民税非課税世帯</td> <td data-bbox="927 873 1066 936">2,000</td> <td data-bbox="1066 873 1206 936">1,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 936 927 1003">20歳未満の障がい児(者)</td> <td data-bbox="927 936 1066 1003">2,000</td> <td data-bbox="1066 936 1206 1003">1,000</td> </tr> </tbody> </table>			自己負担限度額	控除額(円)		入院	入院外	一般	20,000	6,000	市町村民税非課税世帯	2,000	1,000	20歳未満の障がい児(者)	2,000	1,000
自己負担限度額	控除額(円)															
	入院	入院外														
一般	20,000	6,000														
市町村民税非課税世帯	2,000	1,000														
20歳未満の障がい児(者)	2,000	1,000														
○申請先: 市町村窓口																
○対象者数: 25,659人(H26.10.1現在)																
○財源内訳: 県1/2、市町村1/2																
○H27予算: 700,764千円(県補助分)																

助成制度名	目的	概要																								
自立支援医療 (更生医療)  (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項)	身体障害者手帳を所持している18歳以上の者が、障がいの除去、又は軽減のために受ける医療を対象に「更生医療給付費」を給付することにより、日常生活活動の回復又は向上を図る。	<p>○対象者 身体障害者福祉法第4条に規定する身体上の障がいがあると認められる者であって、確実なる治療効果が期待しうるもの</p> <p>○対象疾患</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)視覚障がいによるもの</li> <li>2)聴覚、平衡機能の障がいによるもの</li> <li>3)音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいによるもの</li> <li>4)肢体不自由によるもの</li> <li>5)心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障がいによるもの(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)</li> <li>6)ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障がいによるもの(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)</li> </ol> <p>○負担割合 原則1割負担としたうえで、負担上限を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="544 589 1417 949"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">負担上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>本人収入 ≤ 80万円</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> <tr> <td>本人収入 &gt; 80万円</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税課税</td> <td>所得割 &lt; 3万3千円</td> <td rowspan="2">医療保険の自己負担限度額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 &lt; 23万5千円</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 ≥ 23万5千円</td> <td>対象外</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内は高額治療継続者(重度かつ継続)</p> <p>○申請先: 市町村窓口 ○財源内訳: 国1/2、県1/4、市町村1/4 ○H27予算: 140,694千円(県負担分)</p>	区 分		負担上限額(円)		生活保護世帯		0		市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500		本人収入 > 80万円	5,000		市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000	所得割 < 23万5千円	10,000	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000
区 分		負担上限額(円)																								
生活保護世帯		0																								
市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500																								
	本人収入 > 80万円	5,000																								
市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000																							
	所得割 < 23万5千円		10,000																							
	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000																							
自立支援医療 (精神通院医療)  (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項)	精神障がい者が病院又は診療所に入院することなく行われる精神医療について公費負担することにより、精神障がいの適正な医療を普及する。	<p>○対象者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者(統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者)又はてんかんを有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもの(現在病状が改善していても、その状態を維持し、かつ再発を予防するために、なお通院医療を継続する必要がある場合も対象となる)</p> <p>○対象となる精神障がい</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)躁及び抑うつ状態</li> <li>2)幻覚妄想状態</li> <li>3)精神運動興奮及び昏迷の状態</li> <li>4)統合失調等残遺状態</li> <li>5)情動及び行動の障がい</li> <li>6)不安及び不穏状態</li> <li>7)けいれん及び意識障がい</li> <li>8)精神作用物質の乱用及び依存</li> <li>9)知能障がい</li> </ol> <p>○負担割合 原則1割負担としたうえで、負担上限を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="544 1767 1417 2038"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">負担上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>本人収入 ≤ 80万円</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> <tr> <td>本人収入 &gt; 80万円</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税課税</td> <td>所得割 &lt; 3万3千円</td> <td rowspan="2">医療保険の自己負担限度額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 &lt; 23万5千円</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 ≥ 23万5千円</td> <td>対象外</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内は高額治療継続者(重度かつ継続)</p> <p>○申請先: 市町村窓口 ○財源内訳: 国1/2、県1/2 ○H27予算: 1,346,283千円(県負担分)</p>	区 分		負担上限額(円)		生活保護世帯		0		市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500		本人収入 > 80万円	5,000		市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000	所得割 < 23万5千円	10,000	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000
区 分		負担上限額(円)																								
生活保護世帯		0																								
市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500																								
	本人収入 > 80万円	5,000																								
市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000																							
	所得割 < 23万5千円		10,000																							
	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000																							

貸 付 事 業 一 覧

事業名	目 的	資金の種類	対 象 者	貸付限度額	期 間	利率	備 考
母子父子 寡婦福祉 資金	配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付を行う。	事業開始資金、 事業継続資金、 修学資金、 技能習得資金、 修業資金、 就職支度資金、 医療介護資金、 生活資金、 住宅資金、 転宅資金、 就学支度資金、 結婚資金	母子家庭の母、 父子家庭の父、 寡婦、母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のいない児童	資金ごとに設定	資金ごとに設定	無利子 又は年 1.5%	青少年家庭課で受付 (浜田市、 出雲市、 江津市、 雲南市、 奥出雲町、 飯南町、 川本町、 美郷町、 邑南町、 吉賀町、 海士町、 西ノ島町、 知夫村、 隠岐の島町 については各市町村)
生活福祉 資金	低所得者、高齢者又は障がい者に対し、各種資金を低利子又は無利子で貸し付けるとともに必要な相談支援を行い、その経済的自立及び社会参加の促進を図る。	総合支援資金、 福祉資金、 教育支援資金、 不動産担保型生活資金	低所得世帯、 障がい者世帯、 高齢者世帯	資金ごとに設定	・据置期間 資金ごとに設定  ・償還期間 20年以内で 資金ごとに設定	無利子 (連帯保証人がいない場合は利子が年1.5%となる資金あり)	各市町村 社会福祉協議会取扱
臨時特例 つなぎ資金	離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、その自立を支援するため、当該給付又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費の迅速な貸し付けを行う。	臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者	10万円以内	一括交付	無利子	各市町村 社会福祉協議会取扱
障害児療 養支援滞 在資金	心臓疾患等県内医療機関での治療が困難な疾患のため、やむを得ず県外医療機関に入院せざるを得ない育成医療の対象児童の療養環境を整えるために、滞在資金を貸し付け、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。	滞在資金	・育成医療対象児童の扶養義務者 ・居住地に応じて定める起点から120Kmを超える県外医療機関に10日以上入院すること	入院予定期間 ・1ヶ月未満 30万円 ・1ヶ月以上 50万円	・据置期間 退院後1年以内 ・償還期間 5年以内	無利子	島根県社会福祉協議会取扱



事業名	目 的	資金の種類	対 象 者	貸付限度額	期 間	利 率	備 考
配偶者等からの暴力被害者自立支援金	配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、経済的自立を図るための資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援する。	生活資金、住宅借上げ資金	女性相談センターにおいて一時保護中、または一時保護所退所後6ヶ月以内のDV被害者で、生活に必要な収入を得るための手段の確保が見込まれ、その収入を得るまでの間の生活に必要な資金の確保が困難であること。	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>据置期間 貸付けの日から3か月以内</li> <li>償還期間 据置期間の満了の日から3年以内</li> </ul>	無利子	窓口は女性相談センター